ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015 8 AUGUST

中国農政の新展開

●中国における不足払い制度の模索

●中国農業政策金融機関の変貌と課題

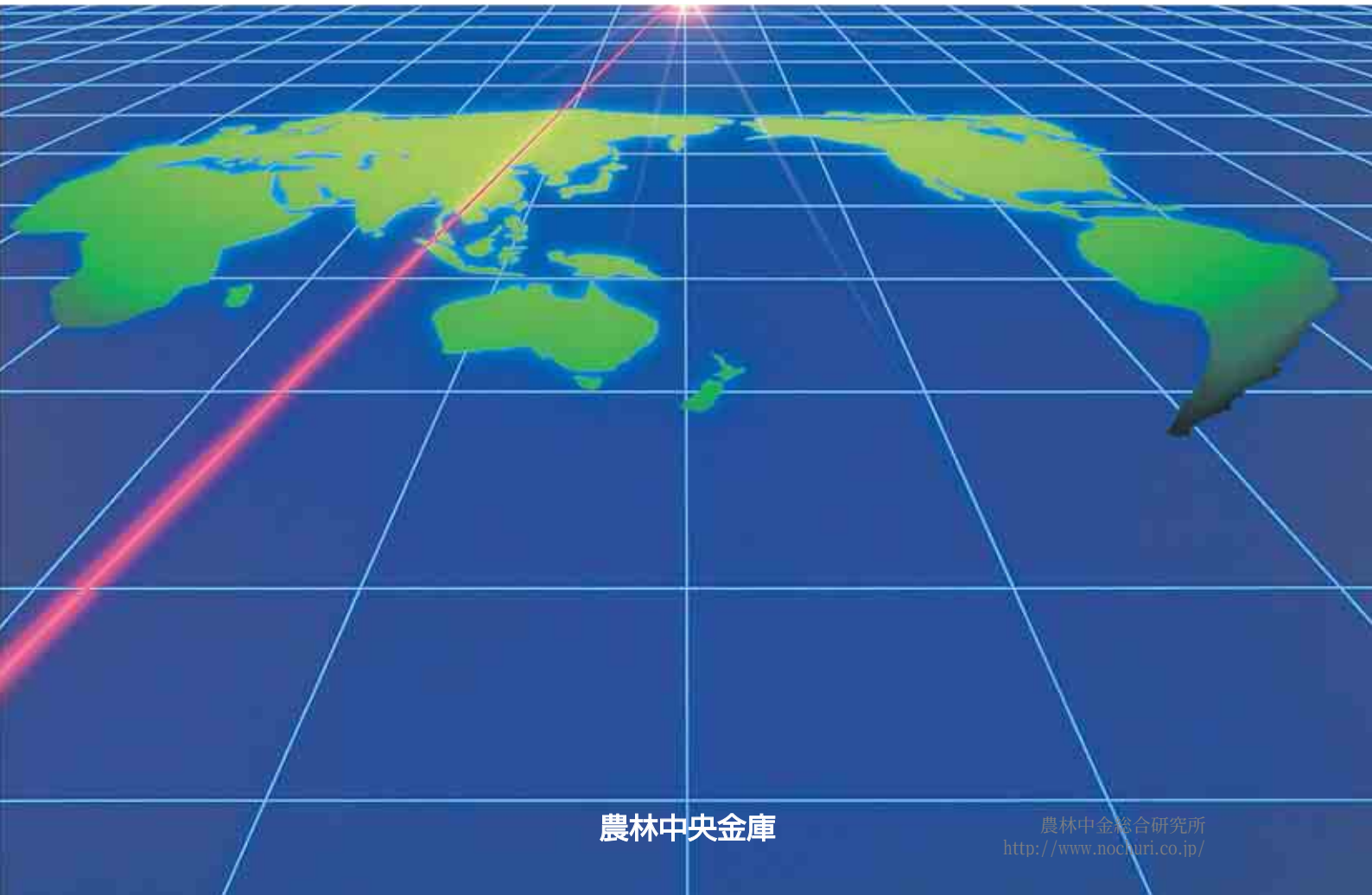

農林中央金庫

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

グローバル化への対応と地方創生

海外経済金融において足元の変化で注目されるのは，ギリシャ債務危機の再燃，中国株式市場の動揺などの，金融面での不安定な動きの顕在化がある。

ギリシャ債務危機は新たな金融支援の枠組みが決まったことでとりあえずの落ち着きをみせているが，債務返済に向けての明確な展望が見いだされたとは言い難い。通貨ユーロ批判の急先鋒であるエマニュエル・トッドは，「EUは本来，米英流のグローバリゼーションに対する城壁としての役割を期待されていた」にもかかわらず，圏内で関税をなくし，通貨を統合した結果，皮肉にも全く逆の方向に進み，「グローバル資本主義が主張する完全な自由貿易，経済的国境の撤廃が最も進んでいる地域がEU」となり，「EUをみれば，グローバル化の帰結がわかる」としている（『グローバリズムが世界を滅ぼす』より）。

その見解の当否は実態に即して検討する必要があるが，トッドのような見方からすれば，ギリシャが陥っている困難な事態は，多様な調整システムを備えていたローカルエリアが，ユーロ圏内のグローバル化の影響を受けて経済活動がむしろ混乱し，政治的な面も含めて社会の安定性にまで影響が及んでいる状況とみることもできるのではないか。

わが国においては地方創生が重要な政策課題となるなか，地方自治体で独自の総合戦略の作成が進みつつあるが，その一方で，ここにきてTPPの基本合意に向けた流れが速まっており，妥結の内容次第では一次産業を含めた地域経済活性化への負の影響が懸念される。農畜産物について新聞等では，日米間で重要品目においても関税率の大幅引下げや制度変更等，輸入農畜産物の増加につながる調整が行われていると報道されているが，TPPに関しては何よりもまず国会決議の順守が必要である。

TPP交渉参加にあたり，衆参の農林水産委員会で決議された内容には，米，麦，牛肉・豚肉，乳製品，甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について，引き続き再生産可能な条件を確保すること，残留農薬・食品添加物の基準，遺伝子組換え食品の表示義務などについて，食の安全・安心を損なわないこと，濫訴防止策等を含まない，国の主権を損なうようなISD（投資家対国家の紛争解決）条項には合意しないこと，など重要な８つの項目が含まれており，それらを譲ってまで妥結を急ぐことがあってはならない。

農業者の所得増加のための輸出拡大等，グローバル化への対応は進めていく必要があるが，そのためにも，生産基盤の強化が不可欠である。自然環境を含め周囲の影響を大きく受ける土地利用型の農業においては，地域における連携のネットワークによって，農産物の品質や収量を高めてきたこれまでの経緯がある。畜産業等への影響を含めて，国際交渉のなかで拙速にグローバル化を進め，担い手等の現場での地道な生産性向上の取組みに水を差すような制度変更がなされれば，政策全体としての整合性が問われよう。

TPPは極めて広範囲にわたる協定であり，地域経済への影響も大きいことから，地方議会でも国会決議順守等について意見書提出が増加している。地方創生を重視するのであれば，そういった地域の声に応えていく必要がある。

（（株）農林中金総合研究所 調査第一部長　小野澤康晴・おのざわ やすはる**）**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第68巻　第8号〈通巻834号〉

目　次

今月のテーマ

中国農政の新展開

今月の窓

グローバル化への対応と地方創生
（株）農林中金総合研究所 調査第一部長　小野澤康晴

綿花，大豆での試行と成果
中国における不足払い制度の模索
阮　蔚（Ruan Wei）――2

中国農業政策金融機関の変貌と課題
王　雷軒（Wang Leixuan）――20

情勢

地域金融機関の地方創生への取組動向
木村俊文――31

2013年度における農協の経営動向
尾高恵美――38

外国事情

インドネシアの酪農協同組合
――北バンドン酪農協同組合――
若林剛志・
古橋　元＜経済協力開発機構（OECD）農業政策アナリスト＞――45

談話室

中国農業の発展方式の転換
中国共産党中央農村工作領導小組 副組長・弁公室主任
陳 錫文（Chen Xiwen）――18

統計資料――56

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

中国における不足払い制度の模索

──綿花，大豆での試行と成果──

主席研究員　阮　蔚（Ruan Wei）

〔要　　旨〕

中国は，主食穀物等重要農産物の国内生産量を高い水準に保つため，農業支持政策の抜本的改革の一環として「価格支持制度」から「不足払い制度」への転換に着手した。これは，政府支持価格での買付によって市況の上昇を図る仕組みから，価格決定は市場に任せ，あらかじめ設定した「目標価格」と市場価格との差額を政府が農家に補填する直接所得補償に変えるということである。

中国は農家の生産意欲を刺激する目的で支持価格を大幅に引き上げてきた結果，近年，国産農産物価格が輸入価格を上回る逆転現象が起き，輸入が急増すると同時に，政府在庫が膨張してしまった。不足払い制度への転換は，国産農産物価格を抑制して輸入農産物に対する競争力を保ちながら農家の所得を保障し，結果的に高い自給率を維持することを目的にしている。中国では重要農産物の関税率が低いためやむを得ない転換であるが，WTO規律や財政負担増との兼ね合いが課題となろう。

目　次

はじめに
1　価格支持制度の限界
（1）　政府在庫と輸入の急増
（2）　内外価格差の逆転
2　不足払い制度の導入
（1）　不足払い制度導入の意味
（2）　大豆と綿花を対象にした試験的導入
（3）　不足払いの実施方法
（4）　初年度の実施状況
3　不足払い制度の効果と問題点

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

はじめに

中国は2014年に食糧安全保障戦略の大転換（阮（2014））に踏み切るとともに，農業支持政策の抜本的改革に着手した。改革の中核となったのが「価格支持制度」から「不足払い制度」に向けた模索である。これは，政府が支持価格で買い入れて市況の回復・上昇を図る仕組みを，価格決定は市場に任せ，政府があらかじめ設定した目標価格と現実の市場価格との差額を農家に補填する直接所得補償の手法に変えることを意味する。

中国は08年以降，農家の生産意欲を刺激し国内生産量を拡大させる目的で支持価格を大幅に引き上げてきた。しかし，その結果，12年頃から国産農産物の価格が輸入品の価格を上回る逆転が起き，輸入が急増すると同時に，政府在庫が急膨張してしまった。今回の改革は，国産農産物の価格を抑制して輸入農産物に対する競争力を保ちながら農家の所得を保障して生産意欲を維持し，結果的に必要な自給率を維持することを目的にしたものである。

14年の食糧安全保障戦略の転換は，「食糧の完全自給」から「輸入を食糧安保の柱の一つに加える」ものだったが，これはあくまで米，小麦の主食穀物はほぼ完全自給，飼料穀物のトウモロコシは基本的自給を原則とする選択的な輸入活用である。しかし，価格支持制度が輸入の増大をもたらす状況となって機能不全に陥ったことから，政策の転換が迫られた。不足払い制度を使えば，関税による農産物保護の水準が低くても「農家の所得安定」と「生産量の維持」を達成できることは，40年以上実施してきた米国で実証されている。(注1)

本稿は，中国で重要農産物に実施している価格支持制度が機能しなくなった要因を分析したうえで，市場を開放しながら国産比率を高い水準に維持する対策としての「不足払い制度」の効果を検討する。そして，中国政府が14年に一部地域で試行的に始めた「不足払い制度」の具体的内容を紹介し，導入からこれまでの成果と問題点をみたうえで，不足払い制度の可能性と中国農業に与える影響を考察したい。

（注１） ただし，米国は耕地等農業経営資源の優位性と手厚い財政支援により強い競争力を有する世界最大の農産物輸出国になっているが，一方の中国は，農業経営資源が劣位にあり，農業への財政支出にも限界がある。このため，米国で実施されてきた制度がそのまま条件の異なる中国に適用するのは難しく，制度導入にあたっては慎重な検討が必要であろう。

1　価格支持制度の限界

（1）　政府在庫と輸入の急増

中国は，90年代後半において工業製品と農産物の価格シェーレ(注2)の解消をめざし，搾取的農政から保護的農政へ，言い換えれば途上国型農政から先進国型農政に踏み出した。ただし，食糧の「義務的買付」という1953年から実施してきた統制的，計画経済的な「食糧管理制度」の一部が残っており，それを名実ともに廃止して，市場経済をベースにした保護的農政に転換したのが，04

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

年の食糧流通体制の市場化改革であった。

04年に「食糧の買付価格は市場の需給によって決定される」という前提の下で,「食糧供給に重大な変化が発生した時に，市場供給を維持し農家の利益を守るため，国務院の決定により不足している重点食糧品目に対して，食糧主産地において最低買付価格を実行する」という価格支持制度を導入した。(注3)「供給過剰の食糧を市場から隔離して国家の倉庫に一時的に保管することによって，ややタイトな需給環境を作り，食糧価格の安定と農家の利益を守る」ことがその目的である（朱(2008，p32)）。

04年から米，06年から小麦，さらに07年からトウモロコシ，08年から大豆と菜種，11年から綿花と砂糖に，それぞれの主要産地において価格支持制度を実施することになった(注4)（第１表）。また，07年に起きた世界的な穀物価格の高騰等情勢の緊迫化や化学肥料等農業資材の価格上昇もあり，中国政府は08年から支持価格の引上げによって積極的に農家の食糧生産意欲を刺激するようになった。政府の支持価格は，07～14年の間にジャポニカ米で106.7%，小麦で71.0%，トウモロコシで60.0%，大豆24.3%（08～13年の間）引き上げられた（第１図）。価格支持制度は04～14年までの連続11年間の食糧増産をもたらし，その効果は明らかであった（第２図）。

しかし，12年頃から支持価格の問題点が露呈し始めた。価格支持制度を実施している農産物において輸入が急増し，売れなくなった国産農産物が政府在庫となって在庫の膨張を招いたのである(注5)。政府の支持価格が市場価格よりも高くなる状況が一般化し，農家は食糧の大部分を有利な支持価格で政府に売るようになってしまったのである。

例えば，トウモロコシの国の支持価格による買付量は，12年度3,083万トン，13年度6,919万トン，14年度8,279万トンになった。

第1表　中国の食糧価格支持制度

	最低買付価格政策				臨時買付保管政策	
	米			小麦	トウモロコシ	大豆
	インディカ早稲	インディカ中晩稲	ジャポニカ稲			
実施期間	04年から現在			06年から現在	07年から現在	08～13年（14年から不足払い制度）
対象地域	安徽, 江西, 湖北, 湖南, 広西（5省･自治区）	安徽, 江西, 湖北, 湖南, 四川, 江蘇, 河南, 広西,（8省･自治区）	吉林, 黒龍江, 遼寧（3省）	河北, 江蘇, 安徽, 山東, 河南, 湖北（6省）	吉林, 黒龍江, 遼寧, 内蒙古（4省･自治区）	吉林, 黒龍江, 遼寧, 内蒙古（4省･自治区）
価格の発表時期	播種前（例:15年2月）	播種前（例:15年2月）	播種前（例:15年2月）	播種前（例:14年10月）	収穫時期（例:14年11月25日）	収穫時期（例:13年11月22日）
買付期間	15年7～9月	15年9月～16年1月	15年10月～16年2月	15年5～9月	収穫時期（例:14年11月25日～15年4月30日）	収穫時期（例:13年11月22日～14年4月30日）

資料　国家発展改革委員会

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1図　中国の穀物政策価格（支持価格）

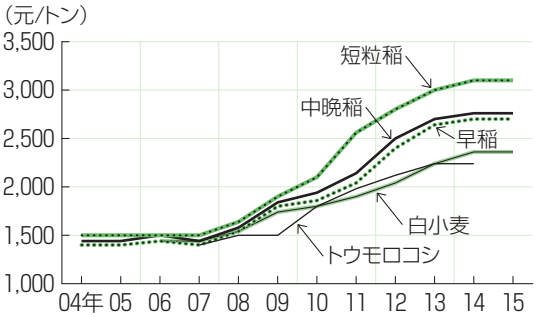

資料　中国国家発展改革委員会
（注）　米と小麦は「最低買付価格」，トウモロコシは「臨時買付価格」という名前の支持価格。

第2図　中国の4大食糧生産量

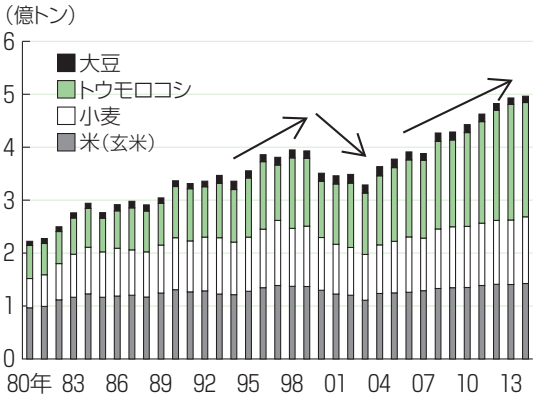

資料　『中国統計年鑑』各年版，国家統計局ホームページ等
（注）　玄米はモミベースの生産量の0.69とする。

13年度の買付量6,916万トンは価格支持制度を発動したトウモロコシの主産地である東北地域（黒龍江，吉林，遼寧，内蒙古）のトウモロコシ生産量の71.9％をも占める。

米，小麦，トウモロコシと大豆に対する政策的食糧買付量は，13年に8,320万トン，14年に１億2,390万トンにのぼったが，その大半は売れずに政府在庫となって世界最大の食糧在庫ができあがった。トウモロコシだけで13/14年度に１億トン以上の政府在庫を抱えるようになった。(注6) USDA（PSD）の試算では，13/14年度に中国の米，小麦，トウモロコシの３品目の合計年末在庫は１億8,940万トンと世界全体の39.8％，15/16年度は２億2,692万トンで世界の45.4％も占めるまで膨張し，中国の価格支持政策は事実上，破綻した。

また，流通している食糧の大半が国の買付となったことは，民間の食糧流通加工企業を買付市場から追い出す結果ともなり，流通システムの多様化という04年の食糧流通市場化改革の目標の一つが達成できないことになった。

綿花も同様に11～13年度の間に国による買入は331万トン，651万トン，500万トンとそれぞれ当年度の綿花生産量の約50％，95％，80％が国家買付となり，13年末に政府在庫は約1,150万トンと生産量の約２年分に達した（第３図）。

政府の支持価格による買付は市場価格のテコ入れが目的であるため，巨大な在庫を抱えたからといって市場に放出すれば市場価格が暴落し，所期の目的を達成できない。在庫の資金負担を含め，支持価格制度の矛盾，限界が深刻化していった。

巨大な在庫は，単純に需要の伸び悩みに

第3図　綿花の生産量，輸入量と年末在庫

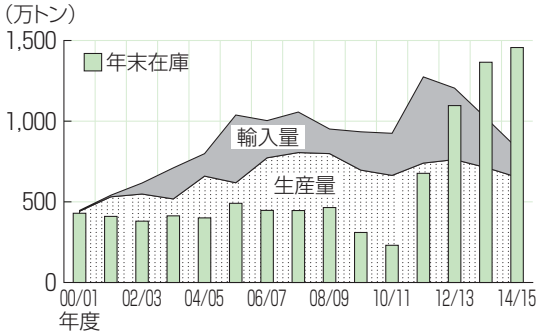

資料　USDA PSD

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

よる供給過剰を意味しているものではない。同時期に，これらの農産物の国内需要は拡大しており，増加した国内需要を埋めたのは輸入品だった。これらの農産物の輸入量をみると，米，小麦，トウモロコシ，大豆の４品目を合わせた食糧の純輸入量は11年の5,531万トンから14年の7,875万トンへと42.4%も拡大した（第４図）。そのうち，11年までほとんど輸入がなかった米とトウモロコシも，12年から輸入が一気に増加した。また，13年末から中国は認定していないトウモロコシ遺伝子組換え（GMO）品種（MIR162）の輸入の取り締まりを強化したため，中国の需要者（配合飼料メーカーや澱粉加工業等）は，14年にトウモロコシの代替品として関税率の低く割当枠の制限もないコウリャンや大麦，DDGS，キャッサバの輸入に切り替え，その輸入量は約2,500万トンとなった。これら全てを合計すると約１億トンに上り，政府の在庫量に迫る規模となった。綿花も，12年の生産量684万トンに対し輸入量は513万トン，13年は生産量630万トンに対し輸入量は415万トンとなるなど国産と輸入が量的に拮抗（きっこう）している（前掲第３図）。国内価格を引き上げた価格支持政策は，意図せざる結果として輸入促進策にもなってしまった。

第4図　中国の4大食糧の純輸入量

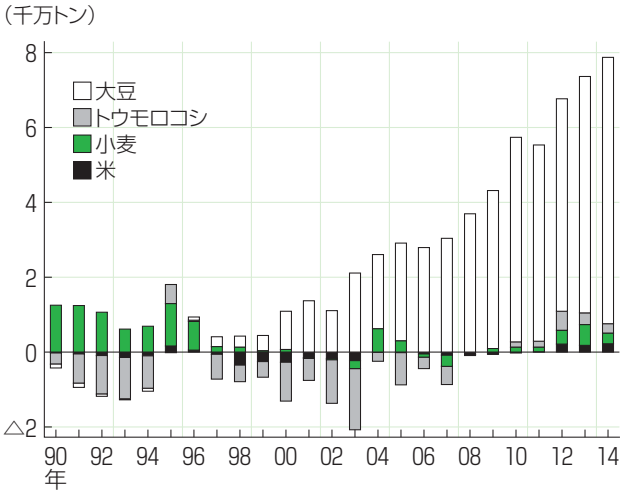

資料　『中国海関統計』各年版

（注２）「シェーレ」とは「鋏（はさみ）」のドイツ語であり，「価格シェーレ」とは，農産物価格と工業品価格の関係を図示すると鋏が開いたように農産物価格が低位にある状況のことである。中国は1950年代から工業化の原資を捻出するために，安い公定価格による農家の生産物の強制的買付（農家にとって強制的供出）を実施して農業の付加価値を絞り出してきた。

（注３）国務院「食糧流通体制改革の一層の深化に関する意見」04年５月23日。

（注４）中国の価格支持制度は，主食の米と小麦については「最低買付価格制度」，それ以外の農産物については「臨時買付価格制度」という名前になっている。最低買付価格は播種前に価格を公表するが，臨時買付価格は播種前に価格を公表せず，供給過剰による価格の低迷や農家の販売難が発生した際の収穫期に臨時的に市場価格より若干高い価格で行う国の買い支えである。「臨時買付」は名前から分かるようにいつやめてもよく，あくまで一時的に実施する政策であり，主食穀物の米と小麦に実行している最低買付価格と一線を画すという政府の意図がうかがえる。

（注５）国務院新聞弁公室「改革と革新を強化して農業現代化建設を加速することに関する中共中央，国務院の若干の意見」に関する記者会見，15年２月３日
http://www.china.com.cn/zhibo/2015-02/03/content_34714666.htm

（注６）汪蘇「糧食庫存圧頂」『財新週刊』15年第14期，15年４月13日出版。

(2)　内外価格差の逆転

価格支持政策による買付によって，主要農産物の国内価格は12年前後から恒常的に輸入価格を上回るようになった。トウモロコシをみると，国産トウモロコシの国内輸送による南部の深圳港到着価格（年間平均）は10年から輸入価格（CIF）を上回り，14年

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

には両者の差は44.7％にのぼった（第５図）。支持価格（政策価格）と国内産地買付価格をみたのが第６図であり，支持価格による買付が発動するのは収穫期の当年11月から翌年の４月まで，しかも支持価格での無制限買付となっており，いくら供給過剰でも市場価格は政策価格に収れんしていくことが示されている。また，月次ベースでは，国内産地買付価格と輸入価格（CIF）の差は15年５月に約60％にまで拡大した。米（インディカ早稲）は12年半ば，小麦は13年半ば，綿花は10年頃から，いずれも国内価格が輸入価格を恒常的に上回るようになった。

中国政府が懸念しているのは，価格支持政策を実施している農産物の多くで内外価格差がすでにそれぞれの最高輸入関税率に近づいていることである。中国は，米，小麦，トウモロコシ，綿花の４品目の農産物に対して関税割当制を実施しているが，割当枠（ミニマムアクセス）内の関税率は１％と無いに等しく，割当枠外の２次関税率も前３種類の穀物は65％，綿花は40％に過ぎない（第２表）。現在，トウモロコシの内外価格差は最高税率の65％に迫っており，綿花は13年にすでに最高税率の40％を突破した。すなわち，輸入農産物に対する２次関税率という「防波堤」は崩壊しつつあり，中国は農産物輸入が無制限に拡大しかねない瀬戸際に立たされているのである。ちなみに，その他品目の関税率は，大豆３％，コウリャン２％，大麦1.5％，DDGS５％，キャッサバチップ8.3％といずれも低水準である。

かつては先進国とは比較にならないほど低コストだった中国の農産物が，２次関税率によっても保護できないほど価格が上昇した要因は，１人当たりの耕地が米国やブ

第2表　中国の関税割当枠と国営貿易のシェア（2015年）

（単位　万トン）

	関税割当枠	国営貿易シェア	1次関税率	2次関税率
小麦	963.6	90%	1% 調製品10%	65%
トウモロコシ	720	60%		
米	532（中短粒種・長粒種各266）	50%		
綿花	89.4	33%	1%	40%

資料　中国国家発展計画委員会
（注）　上記の割当枠と関税率は，中国WTO加盟後の最終約束年04年時点の最終譲許割当枠・関税率と同じ。

第5図　トウモロコシの国内価格と輸入価格

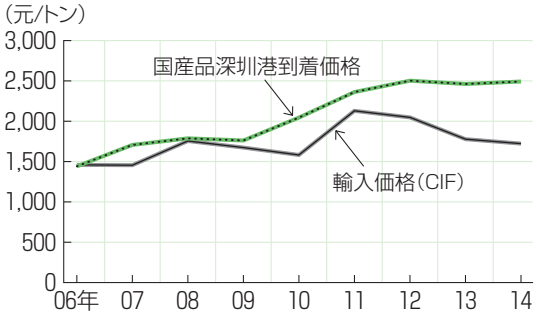

資料　中国海関統計，国家糧油信息センター

第6図　トウモロコシの政策価格と市場価格の関係

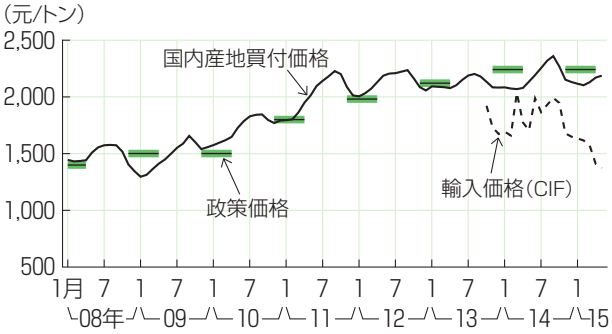

資料　国家発展改革委員会，中国海関統計
（注）　トウモロコシの政策価格は臨時買付価格と言い，実施期間は当年11月から翌年4月までである。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ラジルなどに比べてはるかに小さいという農業経営資源の劣位に加え，近年，人件費や地価，肥料などのコストが急上昇し，さらに人民元の為替相場も大幅に上昇したことにある。

また，価格支持政策を破綻させたもっとも重要な原因は，中国が01年にWTOに加盟した際に農業分野に課された厳しい条件である。重要農産物においても重量税を適用せず，しかも２次関税率の65％が農産物の最高税率となった。これは日本の778％の米関税率と比べれば比較にならないほどの低い保護水準であり，中国の農業労働力１人当たり耕地面積が日本よりも小さいという農業経営資源等からみれば，農産物の関税水準は中国にとっていかに過酷なものであるかがわかる。中国はグローバル化のなかで,「世界の工場」として工業部分が牽引車となって高成長を遂げたが，工業部門を生かすためのWTO加盟が農業には最大の桎梏となったのである。それを端的に示したのが価格支持制度の「早すぎる破綻」といえるだろう。

2　不足払い制度導入

(1)　不足払い制度導入の意味

価格支持制度が機能するためには国内価格が輸入価格より低いという前提条件が必要だが，12年以降の中国はそうした状況ではなくなった。そこで，中国は14年に国産農産物の価格を引き上げせず，輸入農産物に対する競争力を維持するための政策として，その効果が米国で証明されてきた「不足払い制度」への転換を模索し始めた。ちなみに，不足払い制度は中国では「目標価格制度」という用語になっているが，本稿では，中国の政策を引用する場合に限り「目標価格制度」を使う。

中国政府が「不足払い制度」に向けた模索を初めて表明したのは，14年１月19日に公表された「農村改革の全面的深化と農業現代化の加速に関する若干の意見」という農業政策の年度指導方針，いわゆる「１号文件」である。「市場による価格形成の原則を堅持し，農産物の価格形成メカニズムと政府の補填を分離する改革を模索し，次第に農産物の目標価格制度を構築する」という目標と行程が示され，大豆と綿花の主産地において13年まで実施してきた価格支持制度を廃止し，14年に不足払い制度への移行を試行する方針を示した。

不足払い制度は，価格支持制度と同様に「農家の所得補償」と「生産量の維持」という２つの政策目的を有している。異なるのは，価格支持制度が市場価格への介入で生産意欲を高めて目的を達成するのに対して，不足払い制度は価格形成を市場に委ねる一方，生産者への直接所得補償で生産意欲を維持する点である。米国が，1973年農業法で「不足払い制度」を導入し，土地利用型農産物で実施しており，市場環境の変化に対応しながら今日まで40年以上も継続していることが，その有効性を示していると言えよう。(注7)

中国における不足払い制度への移行の意

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

味を少し細かく説明すると，以下の３点に整理できる。

第一に，政府の支持価格での直接買入による価格介入をやめて価格形成を市場に任せ，市場価格が急落しても政府は市場価格の上昇のための買入はしない。むしろ価格下落によって流通企業や飼料メーカー，加工企業の国産品への需要を喚起し，農産物流通市場への参入者の多様化と加工業の活性化を促す。

第二に，政府は平均的生産費を中心とする所得を農家に保障する「目標価格」を設定し，目標価格と市場買付価格（市場価格）の差額を生産者に直接に補填する（第７図）。言い換えれば，これまでの政府による生産者への所得補償を，支持価格での買付を通した間接的で「見えない」補填から，目標価格と市況との差額を直接的に支払う「見える」補填への転換である。この結果，農業保護のコストは，関税水準範囲内での市場価格の引上げによる消費者負担から，財政支出による不足払い，すなわち納税者負担に転換させることを意味している。食糧安全保障を食の受益者（消費者）負担から，所得再分配の意味を含めた国家政策に転換したとも言えるだろう。これは農家への所得移転の効率向上にもつながる。

第三に，不足払い制度では，政府による買い支えがないため国内市場価格は輸入価格を大きく超えることがなく，中国のような低い関税率でも輸入の急増を防ぐことができ，農家の生産意欲の維持と国内生産量の維持が達成できる可能性がある。

第7図　大豆の不足払いのイメージ図

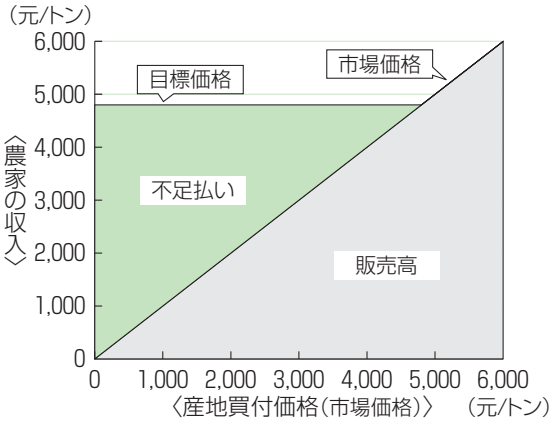

資料　筆者作成

（注７） 米国は1996年農業法で不足払いをいったん廃止したが，97年からの農産物価格下落に対応して年ごとの緊急措置として不足払いと同等規模の補助金を交付し，2002年農業法でCCP（価格変動対応型支払い）という名前で不足払いを復活し，さらに2014年農業法でPLC（価格下落補償）という名前に変えて継続している（平澤(2014)）。

(2)　大豆と綿花を対象にした試験的導入

不足払いは，14年度から大豆と綿花の主産地において実験を開始した。大豆は東北３省（黒龍江，吉林，遼寧）と内蒙古自治区の４省・自治区を対象とし，綿花については本格的適用を新疆ウイグル自治区だけに限定した。

大豆と綿花に絞り，しかも一部の主産地だけに限ってテストを始めたことに実はその狙いがよく表れている。これら２品目はともにすでに輸入量が多く，国産品が市場で圧迫されている。

上述したように，綿花は国内価格が近年，輸入価格を大きく上回り，その結果，輸入が急増し，割高な国産綿は政府在庫として高く積み上げられるしかなかった。これ以

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

上の輸入拡大を阻止し，綿花の国内生産を守るために対策が急がれた。注目すべきは，新制度の適用地域を新疆に絞ったことだ。新疆は中国の綿花生産の半分強を占める最大の産地であり，栽培条件もよく，中国の国内綿花としては最も競争力が高い。中国政府としては新疆以外の地域の綿花生産の縮小を図るとともに，新疆の綿花生産は死守するという考えである。新疆以外の綿花畑が地域の条件に合ったより競争力の高い作物に転換できれば，中国農業の全体最適化にもつながる。

もう一つの対象作物を大豆にしたのは，近年，大豆の国内生産量は減少傾向をみせており，10年の1,508万トンから，13年は1,220万トンと19.1％減少した。搾油大豆を輸入に依存せざるを得ないとしても，豆腐等食用のNon-GMO大豆の国内生産を維持しなければ，社会の不安が出てくる。政府としてもこれ以上の国内生産の縮小に歯止めをかける対策が必要となった。

また，大豆は米，小麦のような主食穀物ではなく，国内生産量も米，小麦，トウモロコシに比べれば大幅に少なく近年では年間約1,200万トンにすぎず，自給率がすでに20％を割り込んでいるため，不足払いの試行によって生産減少などの問題が生じたとしても影響が限られるためであろう。生産農家数も米や小麦，トウモロコシに比べてはるかに少なく，個別生産者の作付面積等の情報収集や，市場価格測定等の作業も比較的容易である。また，生産量が少ない分，補填額も小さくて済む。初年度でいきなり巨大な補填額になったことによって制度転換自体が阻まれてしまうリスクを減らすこともできる。漸進的手法で改革を進める中国式のやり方である。

東北三省と内蒙古を選んだのは，綿花と同様の理由であり，この４省・自治区の大豆生産量は中国の大豆生産量の約半分，特にそのうち黒龍江省一省の生産量は全国の３割以上を占めているからである。

(3)　不足払いの実施方法

不足払いの実施方法は，財政部の「大豆目標価格補填に関する指導意見」(14年11月18日)，国家発展改革委員会の「綿花，大豆目標価格改革政策解読」(14年８月26日)，新疆自治区政府の「新疆綿花目標価格改革試点工作実施方案」(14年９月16日）に示されている。

まず，目標価格は支持価格と同じく，平均的生産コストに基本的収益を上乗せして設定する。中国の人件費や地代等生産コストは上昇を続けており，農家に対し基本的な収益を担保する必要性があるからである。試行期間内では，目標価格は１年ごとに設定する。また，目標価格は播種前に公表することになっており，農家はそれをみて実際に作付けするかの判断を下す。

国家発展改革委員会は14年５月17日に14年の大豆の目標価格を4,800元/トンとすると発表した。大豆の主力生産地の東北地域の播種は４月下旬から５月中旬までであり，タイミングとして遅すぎるという不満も出たため，15年の目標価格発表は20日早い４

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月28日となった。

14年の大豆の目標価格は，13年の支持価格より4.3％（200元）引き上げている。生産者にとって大豆と代替関係にあるトウモロコシの収益率が近年，大豆の２倍近くになっており，農家は大豆よりトウモロコシの作付けを優先している。こうした大豆生産の縮小に歯止めをかけるため，目標価格を高めに設定する必要があった。

対照的に，綿花の目標価格は19,800元/トンと13年の支持価格20,400元/トンより2.9％（600元）低く設定された。さらに，新疆以外の主要産地である９省では一律に2,000元/トンというきわめて低い水準の補填に設定されており，政府は綿花について生産抑制的な政策をとっていることが分かる。

一方，不足払い金額の算定基準となる市場価格の確定方法は，以下の通りである。大豆の市場価格は，当年10月から翌年３月までの省・自治区内の平均市場価格，綿花の市場価格は，当年の９月から11月までの間に国の指定した綿花加工企業の買付価格の平均価格とされている。例年では，この期間内の大豆と綿花の販売量は年間販売量の約80％と85％になっており，テスト地域の平均市場販売価格を基本的に反映できると考えられた。

大豆の平均市場価格は農家の農場価格ではなく，省・自治区内の大豆の買付・流通企業や大豆加工企業の中間品質の大豆買付価格の平均価格が適用される。国家発展改革委員会と農業部，食糧局等部署は共同で省・自治区内の平均市場価格を集計・査定したうえで確定する。「一省一価」とされている。農民の売渡価格は平均市場価格に一致するわけではなく，より品質の高いものを作れば市場価格より高く売れる。農民にとっては，平均市場価格と目標価格の差を補填されたうえ，自分の農産物が市場価格より高く売れた分は自分の利益にできるため，品質を向上させたり規模拡大等生産コストを引き下げたりするインセンティブが働きやすい。市場の情報を把握してタイミングよく売る努力をするメリットもあり，農民の経営意識を高める効果がある。

不足払いの実際の支払方法について説明しよう。不足払いは２つのステップによって支払われる。第１ステップは，国から省・自治区政府への支払いである。市場価格が確定し，市場価格が目標価格より低い場合，国はその差額に国家統計局が公表した生産量をかけて省・自治区ごとに補填総額を与える。大豆の場合は翌年の４月末に，綿花の場合は当年の12月末までに払う。第２ステップは，省・自治区の生産者（農家，合作社及び企業を含む）への支払いである。省・自治区は国から支払われた総額に省・自治区内の作付面積または生産量で割って支払単価を算出する。(注8) 省・自治区は支払単価に生産者の実際の作付面積または生産量をかけて，大豆の場合は翌年の５月末まで，綿花の場合は翌年の２月末までに生産者の口座に直接振り込む。

大豆も綿花も，生産者の作付面積や補てん単価等の情報は，行政村，郷鎮政府あるいは農場の全員が分かるように公布し，最

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

低７日間は公示する義務がある。

（注８）実際には，綿花は作付面積による補填が60%，生産量による補填が40%であり，大豆は全部作付面積による支払いとなっている。

（4）　初年度の実施状況

a　市場価格の急落と輸入の急減を達成した綿花

15年６月末時点では綿花の支払が終わり，関係部署は現地調査して経験や問題点等をまとめている段階である。大豆の支払はまだ進行中である。

まず，市場価格は，大豆も綿花もともにそれなりに低下したが，とりわけ綿花価格の下落は大きく，輸入価格に接近している。中国農業科学院綿花研究所の報告によると，集計した９月～12月末までの新疆の綿花の平均市場価格は13,600元/トンと算定され，目標価格19,800元との間の差は6,200元/トンとなった。これが不足払いの単価となる。目標価格と補填額から計算すると不足払いの補填率は31.3%にも達した。平均市場価格13,600元/トンは13年の支持価格20,400元/トンより6,800元/トン（33.3%）も安く，14年の綿花輸入価格（CIF）12,562元/トン（2,046ドル/トン×6.14）に近付いた（第８図）。

綿花の内外価格差が大幅に解消されたため，繊維産業において国産綿花への需要が高まり，結果的に14年の綿花輸入量は244万トンと前年比41.2%も減少した（前掲第３図）。

また，前述したように，綿花の目標価格は生産抑制的な水準に置かれたが，その結果はどうだったであろうか。国家統計局によると，14年の全国の綿花作付面積は422万haと前年比2.9%の減少となった。これは，新疆の綿花作付面積が195.3万ha（全国作付面積の46.3%）と前年比13.7%増加し，新疆以外の地域の作付面積の13.8%減を相殺してしまったためである。その結果，生産量も新疆は367.7万トンと前年比4.5%増産し，その他地域の生産量の減少（前年比10.7%減）を相殺したため，全国の生産量は616.1万トンと前年比2.2%の減産にとどまった。新疆の生産量が全国に占める割合は59.7%と前年に比べて3.8ポイント上昇した。目標価格によって新疆には増産効果，その他地域には減産効果が明確に出ている。これらを総合すれば，綿花価格の抑制，輸入の削減，産地適正化という３つの目的の効果が出てきたと言える。

第8図　綿花の政策価格，国内産地価格と輸入価格

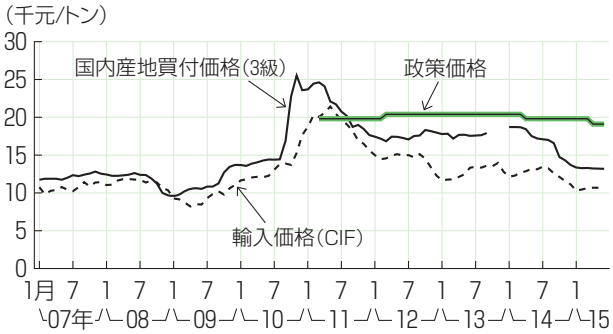

資料　国内産地買付価格（市場価格）は，13年9月までは国家発展改革委員会の「買付価格」，14年1月からは国家統計局の「生産資料市場価格」を使っている。政策価格は14年4月までは「臨時買付価格」（当年3月に公表）という名前の支持価格，4月以降は不足払い制度の「目標価格」とする。

b　効果があいまいな大豆

大豆の省毎の市場価格の発表はまだないが，補填単価については，黒龍江省は15年５月初めに60.5元/ムー（907.5元/ha），それに続いて吉林省は54.05/ムー（810.8元/ha）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

と発表した。遼寧省と内蒙古の不足払い単価はまだ発表されていない。

ここでは，最大の産地である黒龍江省の市場価格を逆算してみる。黒龍江省の14年の大豆単収は約1,650 kg/ha（110kg/ムー）と報道され，それを使って補填単価60.05元/ムーをかけてトン当たりの補填額（不足払い額）を試算すると550元となる。したがって，目標価格4,800元/トンから550元/トンを引いた4,250元/トンが黒龍江省の市場価格となる。目標価格4,800元/トンに対して，不足払い試算額550元/トンから算出した補填率は11.5％となっており（第９図），綿花の31.3％に比べて大幅に小さいのが特徴である。

また，4,250元/トンの市場価格は，13年度の支持価格4,600元/トンに比べて7.6％の下落にとどまった。これは，農家に対する制度転換の説明が大幅に不足し，価格支持政策になれた農家は「市場価格が下落したら政府がまた買い支えてくれる」と思い売り惜しみしたことが最大の要因とみられる。

第9図　大豆の政策価格と市場価格の関係
（政策価格は2014年5月から不足払いの目標価格へ）

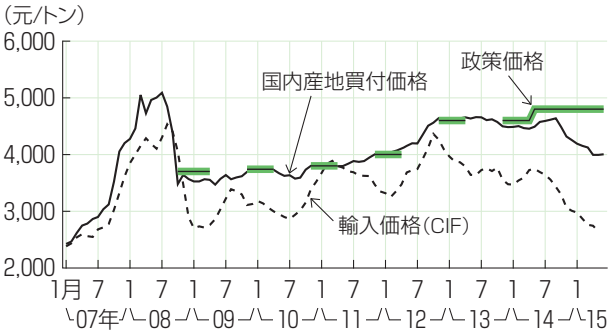

資料　国家発展改革委員会，中国海関統計
（注）　政策価格は14年4月までは「臨時買付価格」という名前の支持価格，5月からは不足払い制度の「目標価格」とする。支持価格の発動は当年11月から翌年4月までであった。

売り惜しみの結果，大豆の市場価格採集期間終了の15年３月末に農家の大豆販売量は例年の半分にも及ばなかった。(注9)

15年３月以降も大豆の市場価格は下落し，売り惜しみして残された約半分の大豆はさらに低い価格で売らざるを得ず，農家の大豆の販売収入は目標価格4,800元/トンに及ばないことになる。これにより，財政補てんが抑制された反面，農家の大豆生産の収益が限られることとなった。これは，14年の大豆不足払い試行の問題点とされた。

一方，大豆の輸入価格は14年５月以降今日まで低下傾向が続いているため，国産大豆と輸入大豆との価格差は縮小しなかった。そもそも，輸入大豆はほとんどGMOであるが，中国の国産大豆はNon-GMOである。異なる品目であるため，価格が異なるのは当たり前である。しかし，価格差がここまで拡大したら，Non-GMOの食用大豆も輸入に頼ってしまうリスクが出てくる。

実際に，大豆の輸入量は増加を続け，14年は前年比12.7％増の7,140万トンに達して過去最大となった。15年１～５月の輸入量も2,707万トンと前年並みを維持しており，不足払い制度は大豆輸入に対しては抑制的な効果は出ていない。これは，もともと大豆の不足払い制度への移行はあくまで国産大豆の減産傾向に歯止めをかけ，食用大豆をNon-GMOの国内生産で賄う目的であるためだ。

では，大豆の国内生産はどうか。国家統計局は14年度の大豆生産量をまだ発表していないが，豆類全体の生産量は1,626万トン

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

と発表されており，これは前年比1.9％の増産となっている。11～13年の間，豆類生産量に占める大豆の割合は75.2～76.5％の間で安定している状況から，14年の大豆生産量は微増か前年並みかとみられる。大豆生産の縮小にはとりあえず歯止めがかかりつつある。

（注９）桑蕾「龍江大豆銷售僅五成」『黒龍江日報』15年４月10日

c　巨額な補填額

15年７月初め時点では，大豆と綿花の不足払い総額は発表されていない。ここで，おおよその額を推計してみる。まず大豆についてである。上述したように，黒龍江省と吉林省は，不足払い単価をそれぞれ60.5元/ムー（907.5元/ha）と54.05/ムー（810.8元/ha）と発表した。

ここで，吉林省の支払単価を参考にして，公表していない内蒙古と遼寧省の支払単価をともに50元/ムーに仮定する。４省・自治区の作付面積は全て13年度のデータを使う。その結果，４省・自治区への不足払い額は合計28.9億元となり，そのうち黒龍江省は76.3％にあたる22.1億元と最大となっている。２番目の内蒙古は14.7％，残りの吉林省は6.0％，遼寧省は3.0％となっている。

13年における中国の大豆総生産額は616.9億元であり，推計した14年の不足払い額28.9億元はその3.7％にあたる。

綿花目標価格の支払総額については，国家統計局は新疆の綿花生産量が367.7万トンと発表しており，それに不足払い額6,200元/トンをかけると228億元の補填額となる。14年に新疆以外の綿花主要生産地９省に対する綿花補填はトン当たり2,000元と決めており，その補填額は46.8億元となっている（中国科学院綿花研究所）。両者を合わせると274.7億元となる。13年の綿花の生産額は1,422億元であり，274.7億元の不足払い額はその19.3％にあたる。綿花だけでの274.7億元（15年６月の為替レートで5,219億円）の補填額は，13年中央財政農業支出１兆3,799億元（約26兆円）の2.0％に相当する。実は，11～13年の間に価格支持による買付で売れずに政府在庫となっている綿花1,150万トンの含み損は，これ以上の額になる可能性が高い。政府の支持価格はトン当たり11年19,800元，12年と13年は20,400元となっているが，12年秋頃から15年５月までの間，綿花輸入価格（CIF）より４割から９割高い状況にある（前掲第８図を参照）。たとえ，政府在庫1,150万トンを12年と13年の支持価格20,400元/トンより３割安く売るとした場合，保管費用などを無視してもその損失は700億元（１兆3,300億円）に上る。(注10)

（注10）米国は手厚い助成によって綿花の価格競争力が強く，01～10年度までの10年間，その輸出量が世界全体の35～45％を占めていた。米国の補助金が世界価格を押し下げ，その他の国の綿花生産者に多大な損害をもたらしていると他国から批判されてきた。特にブラジルは，03年と06年に米国の綿花補助金がWTO協定違反としてWTOに提訴し，05年と08年にWTOはブラジルの勝訴と裁定した。米国は2014年農業法で助成の方法を調整したが，収入保険を強化するなど依然として手厚い農業助成が継続されており，現在も綿花の保険料補助が高すぎるとブラジルから批判されている（農林水産省（2013））。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

3　不足払い制度の効果と問題点

中国は食糧の完全自給という目標を下ろし，輸入を食糧調達の柱の一つに加える「食糧安全保障政策の大転換」に踏み切ったが，米，小麦など主食穀物については絶対的自給を維持し，トウモロコシなどの飼料穀物も基本的自給という方針を維持している。つまり，主要農産物では国内生産を高い水準で保ったうえで，調整的，補完的に輸入を活用するという考えである。そして，国内生産を高い水準で保つための新たな手法が「不足払い制度」である。中国が新政策を採用する際に行う品目と地域を限定して実施する手法で，14年から綿花と大豆において不足払い制度が試行された。

試行はまだ１年足らずで，制度に対する農家の理解が不十分であったことなどから効果が不明確な部分が少なくないが，価格が上がらず政府在庫が増えない結果をみれば，一定の効果は明らかである。特に綿花での試行の結果は政策当局者の狙いに近く，不足払い制度が国内生産量の維持と国産品への需要喚起及び輸入減を同時に達成できることを示した。こうした試行を通じて中国政府が探っているのは，米，小麦とトウモロコシへの不足払い制度の導入可能性である。目標価格が生産費と基本的収益を反映したものになれば，米，小麦とトウモロコシでも不足払いは有効であることが示されている。

しかし，綿花と大豆における試行では，予想以上に財政補填が膨らんだ。もともと，不足払い制度は，過剰になるまで国内生産を高い水準に保ち，同時にそれが市場価格の低下をもたらし，最終的に財政負担を増加させるという欠陥をはらんでいることが，40年前から実施してきた米国で証明済みである。現在の中国は経済成長が減速し，財政収入も増えにくくなっており，農業への財政支出の大幅増は難しい。その中で，不足払いを実施した場合の補填額の財源をどう確保するかは大きな課題となるだろう。初年度の綿花と大豆の不足払い額だけで巨額になったため，中国政府は試行対象の拡大に慎重になり，予定していた15年からの砂糖の不足払い制度への移行は見合わせることとなった。

実は，この財政問題よりさらに厳しいハードルとしてWTOルールによる農業助成額の上限がある。中国が交わしたWTO加盟時の農業合意では，国内農業助成の上限は，削減対象の国内助成合計量（AMS）の計算から除外されるデミニマスの範囲とされ，デミニマスの範囲は，品目が特定された国内助成，品目が特定されない国内総助成とも，それぞれの生産額の8.5％（先進国の５％と途上国の10％の間の水準）と決められている。品目が特定された国内助成は，米，小麦，トウモロコシ，綿花の４品目である。不足払いは価格支持制度と同様にデミニマスに該当するが，これら４品目において不足払い制度を実行した場合，8.5％のデミニマスを超えてしまう可能性が高い。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

現実には，14年に綿花の不足払い額274.7億元は綿花のデミニマスの２倍以上となった。13年の綿花の生産額1,422億元の8.5％は120.9億元に過ぎないからである。また中国の13年の農業生産額は56,966億元であり，農業助成が可能なデミニマス8.5％は4,842億元となるが，14年の綿花の不足払い額だけでその5.7％を占める。

もし，トウモロコシで不足払い制度を実施したら補填額はどうなるか。トウモロコシの目標価格を15年の支持価格（2,240元/トン）とし，市場価格は目標価格より３割下がると仮定した場合，補填単価は672元/トンとなり，それに主産地の東北３省と内蒙古のトウモロコシの14年の生産量9,625万トン（全国生産量の44.1％）を掛けると646.8億元（１兆2,289億円）にのぼる。13年の中国のトウモロコシ生産額は4,755億元であり，8.5％のデミニマスは404.2億元となるが，４省・自治区の不足払い額646.8億元はデミニマスを約６割上回り，これは中国全体の農業助成デミニマスの13.4％を占めることになる。

中国が不足払い額を8.5％のデミニマス範囲内に収めるには，目標価格の水準を引き下げる必要があることを意味する。新疆の綿花の目標価格は15年に19,100元/トンと前年より3.5％（700元/トン）低く設定され，目標価格を引き下げることの生産や農家の作付面積の変化への影響を確認することとなったが，8.5％のデミニマス範囲内に収めるならさらに大幅な削減が必要となる。穀物もほぼ同様の状況にある。

中国が重要農産物で不足払い制度を実施して不足払い額を8.5％のデミニマス範囲内に収めるようにするなら，供給過剰になることがないだけではなく，現状よりも大幅な減産すらありうる。これは，主食の絶対的自給と飼料穀物の基本的自給という中国の食料安保と矛盾しかねない。

一方，8.5％のデミニマスの範囲内に収めながら国内生産を高い水準に維持したいなら，農家の生産規模の大幅拡大など生産コストの大幅削減が欠かせない。これは中国農業の中長期的方向の一つであるが，農業労働力が依然として労働力全体の３割以上を占める状況では，農業労働力の縮小には多くの時間がかかると言わざるを得ない。

残された政策オプションとしては，農業支持を生産と切り離した「緑の政策」として実行していくか，中国がWTO加盟時に農業分野で行った約束の修正である。後者については世界から賛同を得るのは容易ではないだろうが，米国等輸出大国の手厚い農業補助金が輸出拡大を通して世界の農産物価格を押し下げ，中国等多くの国の農家と農政を強く圧迫しているのも事実である。

不足払いは中国農業にとって大きな可能性を秘めているが，それをその他の重要農産物に適用し，その効果を十分に引きだそうとすれば，解決すべき困難な課題がいくつも待ち構えていると言えよう。

＜参考文献＞

・汪蘇（2015）「程国強：中国糧食安全的真問題」『中国改革』３月号
・国家発展改革委員会（2014）「綿花，大豆目標価格

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

改革政策解読」（８月26日）
・国家発展改革委員会記者会見（2014）「綿花目標価格改革試点和市場調控」（９月22日）
http://www.china.com.cn/zhibo/2014-09/22/content_33570134.htm
・財政部（2014）「大豆目標価格補填に関する指導意見」（11月18日）
・朱志剛（2008）『我国糧食安全財政問題研究』経済科学出版社
・新疆自治区政府（2014）「新疆綿花目標価格改革試点工作実施方案」（９月16日）
・詹琳，将和平（2015）「糧食目標価格制度改革的困局与突破」『農業経済問題』２月号
・中共中央，国務院（2014）「農村改革の全面的深化と農業現代化の加速に関する若干の意見」（１月19日）
http://www.gov.cn/jrzg/2014-01/19/content_2570454.htm
・中国農業科学院綿花研究所（2015）「2015/2016中国綿花景気報告」（４月11日）
http://www.texyp.com/news/3780.html
・杜鷹（2014）「関於農産品目標価格改革」清華大学三農論壇2015での講演（12月28日）
http://www.cirs.tsinghua.edu.cn/news15/20141229/935.html
・平澤明彦（2014）「米国2014年農業法の農業所得安定化政策」『農林金融』12月号
・農林水産省（2013）「第１章 米国（2014年米国農業法制定の経緯，2014年農業法の概要等）」『主要国の農業情報調査分析報告書（平成25年度）
http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/pdf/h25america-us.pdf
・阮蔚（2014）「中国における食糧安全保障戦略の転換」『農林金融』２月号

＜参考資料＞
・国家食糧局『中国糧食発展報告』（各年版）経済管理出版社
・国家食糧局『中国糧食年鑑』（各年版）経済管理出版社

（ルアン　ウエイ）

談話室

中国農業の発展方式の転換

2004年以来，中国は11年連続で食糧の増産を成し遂げ，2014年の食糧総生産量は6.1億トンに達した。しかし，農業の発展はまた多くの困難にも直面している。一つ目は，国際市場の食糧価格が下落する一方で人民元が米ドルに対して上昇し続け，国内の食糧価格が国際市場より高くなっていることである。二つ目は，農業投入財，地代や賃金等の価格が上昇し，国内の農業生産コストが上昇し続けていることである。三つ目は，WTOに対して承諾した「黄の政策」の補助金枠に，もはや大きな余裕がないということである。四つ目は，長期にわたり農業の自然資源を過度に利用したことで，農業の資源環境を損なってきたことである。これらの困難に対応するため，農業の発展方式の転換を加速しなければならない。

一つ目として，農業生産構造の調整を加速させることである。農産物の生産構造と市場の需要構造には一定の矛盾が存在するため，国内のトウモロコシの在庫が増加し，大麦，コーリャン，キャッサバ，DDGS（トウモロコシ蒸留粕）や牧草などトウモロコシ代替品の輸入が増加している。この事態に対応するため，一部の地区で農業と畜産を結合した生産方法を実行するようにし，トウモロコシから牧草やサイレージ，または市場で需要のあるその他の農産物へ作付転換を奨励する。

二つ目は，農村において一次，二次，三次産業の融合的発展を奨励することである。契約農業や電子商取引等の新しい販売形態を発展させることにより，農家や協同組合は農産物や加工品の市場への直接販売を拡大し，それにより農民の就業と増収の余地を拡げる。同時に，農村特有の自然と人的資源を十分に活用し，農業と農村の各種機能を合理的に発展させる。特色ある町や村の開発と，「農家楽」（グリーンツーリズム）等の農家の家庭料理レストランや旅館業等を開業することで，2014年には合計で延べ12億人の農村観光の客を迎え，農村観光は3,200億元の収入と，3,300万人の農民の就業を牽引した。

三つ目は環境に優しく，持続可能な生態農業の発展を推奨することである。長期にわたって農業の自然資源に負担を強いたことで，多くの地方では農村の生態系の後退と自然環境の悪化という現象が現れている。そのため政府は計画を定めて，みだりに生態系の脆弱な地区の自然資源を開発することを禁じ，地下水を過度に採掘した地区や土壌の重金属汚染地区に対する対策を講じた。農業のクリーンな生産基準を定めて毒性が低く残留の少ない農薬の使用を推奨し，農業用水，肥料，薬品の使用基準を厳格にする。農業廃棄物を資源化して利用するための規則制定の推進を加速させ，メタンガス等の技術を推進することで，農作物のわら

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

や家畜の排せつ物を宝に変え，バイオマスエネルギーと有機肥料の重要な供給源とする。

四つ目は，農業経営システムの改革である。中国では都市化が既に大きく進展しているが，2014年の農村の常住人口は依然として6億人を超えている。農業人口の減少は徐々に進んでいく過程を辿るしかなく，農村に人が多く土地が少ないという構造を短期間に根本から変えることは難しい。このため農家の家族経営はかなりの期間にわたり，依然として中国の農業生産の基本的な担い手であり続けるだろう。

こうしたなかで，農家の経営を近代化し農業の発展軌道に引き入れることが，中国農業の重要な課題となっている。2014年末までに，中国の農家の請負耕地の30%は既に各種のルートによって経営権が移行した。そのうち，あるものは土地経営権を現物出資して協同組合を設立し，あるものは土地経営権を他の農家あるいは農業生産に従事する企業に貸し出した。より一般的なのは，食糧生産に従事する農家が，耕作，種まき，病虫害防除，収穫，食糧の乾燥，貯蔵から加工，販売等に至るまでの各生産段階の作業の全部あるいは一部を，農業社会サービス組織に委託して請け負わせることである。農家がこのような組織に加わる新たな農業経営システムでは，1戸ごとの耕地の経営規模にはさほど変化がないように見えて，その実，明らかに農業技術が向上し機械のサービス規模が拡大しており，家庭の小規模な経営状況でありながらも近代的な農業技術と設備を大規模に応用するための条件を整えてきた。

農業経営システムの革新は，農業に2種類の経営主体を作り出そうとしている。一つは自家で農地を経営し，それにより農産物を提供することを主とする家族農業経営主体である。もう一つは，農業生産の各作業段階のサービスを提供することを主とした社会サービス主体である。この2種類の経営主体は相互に依存し補完し合って効果を増し，農業生産コストを削減して経済的効果を向上させる。

農業人口の多い国においては，農業政策を単なる産業政策と見なしてはならない。農業経営システムの改革過程で，農民の耕地は農民が耕作し続け，技術サービスの規模を拡大することによって農家の耕地の規模の不足を補う必要がある。それは，社会の転換期においては，農業の効率向上に着目しつつ，農民の生計と社会全体の安定という基本政策の方向にも配慮が必要だということである。

（中国共産党中央農村工作領導小組 副組長・弁公室主任

陳 錫文（Chen Xiwen））

（本稿は，（株）農林中金総合研究所の責任において翻訳したものである。）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

中国農業政策金融機関の変貌と課題

主事研究員　王　雷軒（Wang Leixuan）

〔要　　旨〕

農業政策金融機関である中国農業発展銀行は，設立後食糧買付資金の融資が中心であったが，2004年以降，農業・農村の基盤整備のための融資が再び登場したほか，食糧企業以外の企業に対する融資もつけ加えられ，同行の融資対象が多様化するとともに，融資額も急速なテンポで増加を続けている。

本稿では，同行発足後21年間の融資内容を独自に整理・分類し，時期に分けてその実態や問題点を分析し，同行が食糧買付資金の融資によって食糧生産・流通の円滑化を図る上で重要性を持つだけではなく，農業・農村の基盤整備のための融資の増加などによって農業・農村の資金不足の緩和にも寄与したことを明らかにした。また，同行が抱える未回収融資の問題を明示したほか，同行の改革に関する議論の経緯や現在の改革案についても整理した。

最後に同行の望ましい方向に向かうための論点も提示した。まず大企業への融資は，民間金融に任せるべきという世論を意識する必要があろう。また，同行は農業・農村基盤整備を支える政策金融の機能を強化しながら，農業経営主体の変化を考慮した融資を検討することも必要と考えられる。

目　次

はじめに
1　中国農業発展銀行の概観と資金調達・運用の変化
（1）　創設の背景
（2）　資金調達・運用の変化
2　中国農業発展銀行の融資業務の変貌と諸問題点
（1）　第１期（1994～98年）
――「白条」問題の解消――
（2）　第２期（1998～04年）
――買付融資業務への特化――
（3）　第３期（2004～14年）
――融資分野の拡大――
3　中国農業発展銀行の改革に関する論点
（1）　改革にかかわる議論の経緯
（2）　現在の改革案と疑問点
おわりに

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

はじめに

中国農村のフォーマルな金融組織は，主に農村信用合作社，中国農業発展銀行（Agricultural Development Bank of China），中国農業銀行等から構成される。(注1) そのなかで農民・農業・農村（三農）にかかわる政府の政策を遂行する農業政策金融機関が中国農業発展銀行である。この銀行は1994年に発足してから，経済環境の大きな変貌のなかでダイナミックに変化している。

単なる食糧買付銀行であった中国農業発展銀行の歩みは，中国マクロ経済および農業・農村を取り巻く環境の変化によって大きく変容してきた。近年，同行の融資額が急速に増大し続けるとともに，融資対象も多様化し，中国農村金融の主役にまでのしあがった。

この銀行に関する研究は，中国国内では数多く存在するが，内容的にはその時々の動きの紹介などに関するものが多い。一方，日本では，同行発足後21年間の業務内容の変遷と問題点を整理した研究は今のところ存在しない。

以上のような状況のもと，本稿では同行の融資業務の実態と変化を，時期区分を設けて分析し，その時々で抱える問題を明らかにする。構成は以下の通りである。まずこの銀行の設立の背景，資金調達・運用，経営の状況を概観する。その次に時期を区分して融資業務の展開や実績等に関する実証的分析を行い，諸問題の解明を目指す。最後に同行の改革に関する議論の経緯や現在の改革案を整理するとともに，望ましい方向に向かうための論点も提示する。

（注１） 最近の農村金融組織の概要や融資の動向・特徴については，王（2013）を参照。

1　中国農業発展銀行の概観と資金調達・運用の変化

（1）　創設の背景

中国農業発展銀行の創設背景として以下の２つがある。１つは銀行制度の見直しである。90年代に入って中国政府は国内の銀行制度を見直し，政策融資業務と商業融資業務を同時に持つ国有専業銀行の商業銀行への転換を図った。国務院が93年に発表した「金融体制改革に関する決定」では，国有専業銀行が担っていた商業融資業務と政策融資業務の分離を決定した。この決定に基づき，政策融資業務は94年に設立された国家開発銀行，中国進出口銀行（中国輸出入銀行），中国農業発展銀行という３つの政策金融機関に移され，商業融資業務は国有商業銀行を中心とする銀行が担うシステムが構築された。

第２は「白条」という問題の解決である。食糧増産を持続的に実現するという目的を達成するために，政府は80年代半ばから食糧流通制度に契約買付制度を導入した。契約買付とは，国有食糧企業の末端買付機関である食糧ステーションと農家とが作付け前に，その年に買い付ける食糧の数量，価格および基準品質に関する契約を締結し，こ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の契約に従って収穫後に買い入れる方式を指す。[注2] この食糧買付などに必要な資金は，中国農業銀行，国有食糧企業，地方政府が，各３分の１ずつ負担していた。しかし，中国農業銀行などの国有専業銀行を通じて国有食糧企業に融資されるはずの食糧買付専用資金が，他の用途に流用・転用されるケースが多発した。その結果，食糧買付の際に，しばしば農家から買い付けた食糧の代金を払えない「白条」という問題が発生することになった。「白条」とは，国有食糧企業が80年代後半から90年代前半までの間，農家から農産物を買付した際に，現金の代わりに交付した支払保証書である。この支払保証書には支払期日が明記されず，いつ現金化が出来るか不明であったため，農家は生活用品を買えず，化学肥料などの生産資材も買えなくなり，大きな社会問題となった。

このため，食糧買付専用資金の流用に歯止めをかけ，農業の安定的生産を維持することが中国政府にとって最も重要な政策課題となった。

こうしたなか，94年に中国農業発展銀行が設立され，中国農業銀行などから農業政策融資業務を引き継いだ。95年までに，同行は省レベルの組織を整備し始め，97年までに総行（本店）を頂点とした４層からなる組織を形成した。14年末時点では，総行の下に31の省レベルの分行（支店），303の市レベルの分行，1,673の県レベルの支行がある。同行は正規職員約５万人を有する。なお，同行は国務院の直轄機関であり，業務内容について，中国人民銀行（中国の中央銀行）および中国銀行業監督管理委員会（CBRC）の指導と監督を受けなければならない。

（注２） 池上（2012）を参照。

(2)　資金調達・運用の変化

まず，中国農業発展銀行の資金調達についてみてみよう。同行の貸出原資（負債）は主に借入金，債券発行（政策金融債），預金，の３つからなっている。借入金は中国人民銀行の貸出によって調達されている。債券発行については，自主的に毎年の発行計画額を作成するが，発行額は基本的にマクロ経済・金融の情勢に左右される。この政策金融債には暗黙の国家保証が付いており，市場金利より低利で調達できる。預金は，取引関係を持つ食糧企業からの預金，他金融機関および政府財政からの預金等から構成されるものである。一般金融機関の受信業務に比べて対象に制限はあるものの，受信・与信業務は両方とも備わっている。同行の資本金は財政部（日本の財務省に相当）からの出資である。

第１表は，同行の資金調達と運用の推移をまとめたものである。これをみると，貸出原資は90年代後半から04年にかけては中国人民銀行からの借入金に依存していたが，それ以降は，債券発行や預金を通じて貸出原資を得る割合が大幅に上昇した。[注3] 借入金の負債に占める比率は95年の86％から14年には11％まで低下する一方，債券発行の比率は14年に69％となっている。同行設立後の数年間には少額ながら債券を発行していたが，99年から03年には発行されていない。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　中国農業発展銀行の資金調達と運用の推移

（単位　億元）

	95年末	98	01	04	07	10	13	14
資産	5,425	8,142	7,842	7,496	10,676	17,498	26,227	31,422
うち貸出残高	4,688	7,095	7,432	7,190	10,224	16,710	25,027	28,314
負債	5,189	7,907	7,659	7,289	10,445	17,209	25,587	30,640
うち借入金残高	4,450	6,574	6,594	6,099	3,659	3,652	2,920	3,220
債券発行残高	-	481	200	408	4,663	9,270	17,739	21,189
預金残高	437	385	505	756	2,025	3,983	4,486	5,641
資本金	118	120	153	166	166	200	200	200
純利益	2	1	2	1	15	36	141	143

資料　『中国農業発展銀行統計年鑑』,『中国金融年鑑』,「年度報告」各年版を基に筆者作成
（注）1　借入金は中国人民銀行から，預金は国有食糧企業・政府財政などによるもの。
　　2　資本金は払込資本金を利用。

しかし，04年になると，再び発行をはじめ，その額は飛躍的に増大している。

また，資金運用（貸出）の対象や詳細な内容については後述するが，貸出残高全体の動きや融資業務の性格の変化という視点から，同行の融資業務の変容は３つの時期に分けられる。94～98年は第１期であり，この期間に貸出残高は毎年増加し，97年の8,637億元にピークを迎えた。98～04年は第２期であり，貸出残高は緩やかな減少となった。04年～現在（14年）は第３期で，貸出残高は大幅に増加した。

最後に，同行の経営について簡単に触れてみよう。一般に，中国農業発展銀行のような政府出資の政策金融機関は，通常の商業銀行のように利益の多寡が最大の経営目標ということにはならない。97年には政府財政から127億元の補てんを受けたにもかかわらず，25億元の最終赤字を計上するなど，厳しい経営内容の時期もあったが，近年は融資分野の拡充によって一定の利益を上げている。

（注３）唐（2003），岡嵜（2010）によれば，郵政貯蓄為替局（郵政貯蓄銀行の前身）が中国人民銀行に預貯金を預託し，それが中国農業発展銀行への貸出となっていた。しかし，03年９月に中国人民銀行は郵政貯蓄為替局が受け入れた新規預金についてインターバンク市場，商業銀行や農村信用社の大口預金，国債や金融債などへの自主運用を行うことを承認したため，中国人民銀行から中国農業発展銀行への貸出が困難になり，同行の負債に占める借入金の比率が低下した。

2　中国農業発展銀行の融資業務の変貌と諸問題点

同行の融資は，金融当局の規則に基づいて規制されており，融資の対象や条件などが細かに分類されている。また，同行発足以来，業務の撤廃や新たな業務の追加が発生した。そのため，同行の融資内容は複雑で，外部から容易に理解しがたい。そこで，筆者は同行の融資内容を「年度報告」や統計年鑑に基づいて大まかに整理・分類して再集計した。ただし，この分類はあくまでも比較便宜からのものにすぎず，実際の使途は必ずしもそれほど明確ではない。以下では，前述の３つの時期に分けてその実態と問題点を分析してみることにする。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(1)　第１期（1994～98年）
──「白条」問題の解消──

同行創設から98年までの業務は，米や小麦などの食糧・綿花・食用油原料という社会安定につながる主要農産物の買付・備蓄・加工・流通などへの融資および農業開発融資と貧困扶助融資からなっていた。融資の使途に応じて，筆者は主要農産物の買付・備蓄・加工・流通などへの融資を，「農産品安定化融資」，農業・農村開発融資と貧困扶助融資などを，「農業・農村基盤整備融資」の２つの類型に分ける。

「農産品安定化融資」は，食糧需給をバランスさせるために，食糧企業が農家から食糧を買い入れるとともに，食糧不足および食糧価格の大きな変動に備えるための備蓄や流通の円滑化を図るための資金である。これは国有食糧企業などへの短期融資で，創設以来の主な業務である（第２表）。第１期では，融資のほとんどが食糧・綿花・食用油原料の買付・備蓄向けとなっている。

「農業・農村基盤整備融資」は，農業生産性の向上を促すための農地整備や改良，農業用水施設の建設，農家の生活基盤である道路，水道，電気などのインフラ整備を行うための資金をまとめたものである。これは主に地方政府などへの中長期（通常１～３年間）の低利融資である。第１期では，この区分の主な融資は農業開発向け融資と貧困扶助向け融資となっている。農業開発向け融資は，地方政府などを対象に農業用水施設の整備や中山間地域の開発などを行うための資金である。貧困扶助向け融資は，国が指定した貧困県や辺境地域の地方政府等に対する資金である。

設立当初，同行は県レベルの支店がなかったため，融資業務の一部を中国農業銀行に委託せざるを得なかった。しかし，中国農業銀行による食糧買付専用資金の流用が問題となっていた。さらに中国農業発展銀行の国有食糧企業への融資についての管理も不十分だったため，国有食糧企業による資金の流用も多かった。このため，同行は県支店を整備するとともに中国農業銀行への委託を中止した。これにより，委託が原因となっていた資金流用を根絶するとともに，97年に「食糧買付専用資金の管理方法」と「処罰方法」を同行自身が制定することで，国有食糧企業による資金流用の防止に注力した。

その結果，前述した「白条」という問題は次第に減少し，98年には完全に解消した。この意味では同行は農家の生産意欲を高め，食糧の持続的な

第2表　設立後の融資額の推移

（単位　億元，%）

		95年	00	05	10	14
年間融資総額		4,305	5,885	3,654	6,277	11,185
うち農産品安定化融資（食糧企業）	融資額	4,130	5,829	3,424	3,052	6,566
	構成比	95.9	99.0	93.7	48.6	58.7
農業・農村基盤整備融資（地方政府）	融資額	138	-	-	2,277	3,446
	構成比	3.2	-	-	36.3	30.8
農業産業化促進融資（食糧企業以外の企業）	融資額	-	-	230	949	1,172
	構成比	-	-	6.3	15.1	10.5

資料　「中国農業発展銀行統計年鑑」各年版を基に筆者作成
（注）1　食糧はコメ，小麦，トウモロコシを指す。
　　2　融資機能等から中国農業発展銀行の融資を3つに分けて整理した。
　　3　項目のカッコ内は主要な融資対象だけを示した。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

増産に大きく貢献したといえよう。

一方，この期間における中長期融資である農業・農村基盤整備融資は，地方政府の財政難（94年の財政改革）などを受けて資金回収が困難だった。また食糧生産の増加などに伴い必要な農産品安定化融資額が大きく増大したことを背景に，98年３月に，同行は農業・農村基盤整備融資を国有商業銀行に引き渡した。

(2)　第２期（1998～04年）
――買付融資業務への特化――

前述のように，中国農業発展銀行の業務内容は一部変更され，98年以降，同行は食糧買付専用資金の貸出に専念するようになった。そのため，同行の貸出残高は97年の8,637億元から98年には7,095億元に減少した。民間食糧流通業者や食糧加工企業が食糧の買付を行うことができるなど，農村における食糧の買付と価格を自由化する改革が進んだため，その後も融資量は緩やかに減少する傾向にあった。

一方，同行の融資の未回収問題が顕在化しつつある。設立初期から既に発生していたが，この時期にはさらに増大し，03年には正常とされる融資以外の融資残高が，融資残高全体の65％を占めるようになった（第３表）。

融資残高の半分以上が未回収となった要因としては，次の２点が挙げられる。まず，財政的要因が挙げられる。食糧の買付・備蓄は，中央政府が実施するもの，地方政府が実施するもの，の２つに分けられる。いずれも買付資金と売却資金の逆ざや分の資金，一定期間の保管費用や買付資金の利息の全てを中央政府または地方政府が食糧企業に全額補てんする。しかし，中央政府による企業への補てんが迅速に行われる一方，地方政府による企業への補てんは，地方財政の困難によって，予定通りにされないことが多かった。また，多くの国有食糧企業では，帳簿と在庫の不一致，株式投資や職員厚生などへ不正流用が発生し，食糧買付と販売の逆ザヤの発生もあって，赤字経営が続いた。

こうしたなか，同行は99年にクローズ・システムという国有食糧企業の銀行口座に関する管理方法を導入した。これは，国有食糧企業の多数の銀行口座を一本化し，中国農業発展銀行で１つの口座を開設し，その口座で買付用・財務用・返済用という３つの科目を設けて資金管理を行う手法である。中国農業発展銀行は，このような新た

第3表　2001～03年の融資残高の中の正常と正常以外の推移

（単位　億元，％）

	01年末	02	03
融資残高	7,432	7,366	6,902
食糧･食用油原料向け	6,096	6,088	5,710
うち正常	2,122	2,332	2,153
正常以外(a)	3,975	3,756	3,557
綿花向け	1,248	1,188	1,100
うち正常	448	332	143
正常以外(b)	800	856	957
食糧･食用油原料･綿花以外向け	46	49	55
うち正常	39	42	50
正常以外(c)	7	7	5
その他融資	42	41	37
正常以外の合計(d=a+b+c)	4,782	4,619	4,519
(d)の融資残高に占める比率	64.3	62.7	65.5

資料　第2表に同じ
（注）　正常以外は予定通りに回収できない延期債権，貸倒等と定義した。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

な管理方法を用いて，融資資金の管理や企業運営への監督を通じて資金回収に取り組んだものの，国有企業の赤字経営の体質を根本から変えることができず，融資の未回収問題は解決されなかった。

このような多額の未回収融資については，中央政府の関係省庁が３回も整理・清算を行い，中央政府・地方政府・食糧企業に対して，それぞれの責任の所在を明確にし，中国農業発展銀行への返済を行うことにした。

(3) 第３期（2004～14年）
――融資分野の拡大――

第１期，第２期には，中国農業発展銀行は，食糧買付資金の融資を中心としていったが，農村・都市間の経済格差が拡大しつつあり，農業基盤の整備や農村社会環境の整備等に向けられる投資資金の必要性は増大していた。こうしたなか，04年以降，都市・農村間の経済格差を緩和するため，三農問題と呼ばれている農民・農村・農業問題の解決に重点を置いた国の施策がとられるようになった。これを受けて，中国銀行業監督管理委員会（CBRC）は，より多くの資金を農業・農村に投入するために，中国農業発展銀行に対して融資内容の拡大を認めた。拡大された具体的な融資内容は以下の通りである。

04年から食糧・綿花・食用油原料分野の大手企業（龍頭企業）向け融資を開始した。06年には，食糧・綿花・食用油原料分野の大手企業だけでなく，農業・林業・牧畜業・漁業分野の大手企業にも融資できるようになった。07年には，農業生産資材の備蓄・流通・販売向けの融資，農業・林業・牧畜業・漁業分野の生産・加工・流通を行う農業小企業向けの融資を実施できるようになった。これらの食糧企業以外の企業向けの融資を筆者は「農業産業化促進融資」とする。

また07年には，農村の道路・電力・水利（飲水供給プロジェクトを含む）・郵便・通信などインフラ施設の整備，食糧生産基地の開発や整備，農業生態環境の改善，農業技術の普及にかかる施設の整備，農産品流通施設整備向けの中長期融資も実施できるようになった。

さらに，09年には，県域（県レベルの市および都市近郊の県を含む）では個人向け以外の預金業務，県域のインフラ施設，文化や教育施設，商業施設，農家住宅用地の整備向けの融資を行えるようになった。10年には，農地改良や整備，農家住宅建設など向けの融資（新農村建設向け融資）も承認された。

これらを整理してみると，以前廃止された農業・農村基盤整備融資は再び行われるようになり，融資対象が広がったことが見て取れる。また，前述の農業産業化促進融資は大手企業のみならず，農業中小企業も対象とするようになった。

このように融資対象の拡大を受けて，同行の融資額は10年の6,277億元に比べ，14年には１兆1,185億元へと大きく増加した（第４表）。14年の年間融資額の内訳をみると，農産品安定化融資の年間融資額に占める比率は59％で最も高いが，農業・農村基盤整備融資および農業産業化促進融資額の合計

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第4表　2010～14年の融資額とその内訳の推移

（単位　億元）

	10年	11	12	13	14
農産品安定化融資（食糧企業）	3,052	4,641	5,834	6,991	6,566
うち食糧・食用油原料買付・備蓄	2,395	3,357	3,409	4,364	5,210
綿花買付・備蓄・流通等	537	1,091	2,136	2,391	1,356
専項備蓄（砂糖・肉類・羊毛等）	120	194	289	236	…
農業・農村基盤整備融資（地方政府）	2,277	3,278	2,711	2,632	3,446
うち農業基盤・農村インフラ施設整備	1,393	740	427	213	538
新農村建設	575	2,077	1,708	1,669	2,158
水利建設	236	359	469	647	657
農産品流通施設整備	73	102	107	102	93
農業産業化促進融資（食糧企業以外の企業）	949	1,227	1,385	1,192	1,172
うち大手農業企業	637	743	813	786	759
農業科学技術分野	…	63	195	93	103
農業小企業	84	76	73	55	44
農業生産資材備蓄等	228	345	305	259	267
年間融資額	6,277	9,146	9,930	10,815	11,185

資料　中国農業発展銀行の「年度報告」各年版を基に筆者作成
（注）　食糧はコメ，小麦，トウモロコシを，食用油原料は菜種や胡麻などを指す。

は4,618億元へと増大し，その比率が41％となった。とりわけ，農業・農村基盤整備融資は大きく増加し，第１期（１割以下）に比べその比率が３割前後となり，大幅に上昇した。

このように発足当初の農産品安定化融資が依然として主な業務となっているが，農業の産業化を促進し，農業・農村基盤を強化するための融資が大きく拡大しており，中国農業発展銀行の役割は変化しつつあると言えよう。

加えて同行の経営状況も大きく改善し，14年には法人所得税，貸倒引当金等控除後の純利益が143億元となった（前掲第１表）。また，同行が発表した不良債権比率も大きく低下した（第５表）。ただし，前述した未回収の資金は第５表に掲載されている不良債権残高の中にそれほど含まれていないと考えられる。

一方，新業務の展開につれ，同行は06年前後に融資業務を，政策貸出，準政策貸出，自営貸出の３つに分けて集計するようになった（第６表）。それぞれの明確な定義が示されていないなか，筆者のヒアリングや各種統計をもとに整理してみると，政策貸出は国務院が決める食糧・綿花・食用油原料の買付や備蓄，その他の肉類，糖，羊毛などの国家備蓄に関する資金，準政策貸出は国からの要請ではないものの，地方政府傘下の農業関連企業による食糧買付を支援するための資金，自営貸出は同行の自らの判断で貸す企業向け融資，農業基盤整備，農村インフラ整備向け資金など，と理解することができる。(注4)

改めて第６表をみると，自営貸出の貸出残高に占める比率は，06年末の23.9％から10年末には36.5％となったが，その後は低下し，12年末には11.4％となっている。自営

第5表　2004～14年の不良債権比率の推移

（単位　億元，％）

	貸出残高	不良債権残高	不良債権比率
04年末	7,190	1,352	18.8
05	7,871	799	10.2
06	8,844	677	7.7
07	10,224	643	6.3
08	12,193	463	3.8
09	14,513	524	3.6
10	16,710	466	2.8
11	18,738	274	1.5
12	21,851	217	1.0
13	25,027	179	0.7
14	28,314	162	0.6

資料　第4表に同じ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第6表　自営貸出残高とその比率の推移

（単位　億元，%）

	06年末		08		10		12	
	残高	比率	残高	比率	残高	比率	残高	比率
政策貸出	6,727	76.1	7,506	61.6	9,421	56.4	17,775	81.4
準政策貸出	-	-	1,490	12.2	1,191	7.1	1,578	7.2
自営貸出	2,117	23.9	3,197	26.2	6,098	36.5	2,492	11.4
貸出残高	8,844	100.0	12,193	100.0	16,710	100.0	21,844	100.0

資料　第2表に同じ
（注）1　政策貸出は国務院が決める食糧･綿花等の買付や備蓄等に関する資金，準政策貸出は地方政府傘下の農業関連企業による食糧買付を支援するための資金，自営貸出は同行の自らの判断で貸す資金である。
2　06年には準政策貸出という項目は設けられていない。
3　比率は貸出残高に対するもの。

貸出の増加によって，ほかの金融機関との競合が激しくなり，批判を受けたことが背景であろう。このように政策金融機関と民間銀行の業務分野の棲み分けを求める声が高まっており，11年８月に党中央・国務院は中国人民銀行に対して中農弁（中央農村工作領導弁公室），発展改革委員会，農業部，法制弁（国務院法制弁公室），銀監会（銀行業管理監督委員会）等の中央省庁と連携することを指示し，「中国農業発展銀行改革工作小組」（改革を行うための委員会）が創設された（貨幣執行政策報告11年第３四半期による）。

（注４） 有力経済紙である21世紀経済報道（10年９月６日）によると，中央政府は準政策貸出についての存在を認めていない。

3　中国農業発展銀行の改革に関する論点

(1)　改革にかかわる議論の経緯

90 年代後半以降，農業・農村・農民という三農問題への意識が高まった。03年に発足した胡錦濤・温家宝体制はこの問題の本格的な解決のために，工業が農業を，都市が農村を支援するという新しい方針を打ち出した。04年７月に開かれた国務院第57次常務会議では，同年の１号文件の内容に依拠し，中国農業発展銀行を現代的銀行にするという方向性を打ち出した。(注5) この方針に基づき，同行は，三農問題の解決に向け，社会主義新農村の建設への貢献という理念を掲げ，自身の持続可能な発展を達成するために，食糧買付・備蓄を中心とする食糧企業向け融資業務を維持しながら，農業の産業化の推進および農業・農村の発展に必要な中長期融資業務も取り扱い始めた。

また，07年に開催された第３次全国金融工作会議で，政策金融機関の改革については，政府の分類指導･「１行１政策」の原則に従い，「まず，三大政策的金融機関の一つである国家開発銀行の改革を実施し，その商業化を全面的に推進し，主として中長期融資業務を行う」としていた。(注6) 中国農業発展銀行については，今後の方向性について明確なことは決定されていなかったが，「政策業務の範囲を拡大し，三農を支援するためのサービスを改善する」ということを目指すとされた。国家開発銀行の商業化に伴って，同行も先行き商業銀行にされるのではないかという見方もあった。

前述したように，その後，11年８月に中国農業発展銀行改革工作小組が創設された。３年間の議論を経て，14年９月に開催された国務院第63次常務会議では，同行の改革実施方案である「中国人民銀行の中国農業

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

発展銀行改革実施総案に関する伺い」を審議して通過した。その後，中央全面深化改革領導小組（習近平主席が組長）による批准を行い，国務院は同年12月に正式にその実施を決定した。

（注５）「中央１号文件」というのは，共産党中央委員会と国務院が出すその年の最も重要な課題を示す政策文書である。毎年暮れに，その年の農業，農政に関する総括を行う中央農村工作会議があり，そこで文書が採択され，翌年党の中央１号文件として発表される。

（注６）全国金融工作会議は，５年に１回のペースで開かれる金融改革などに関する重要な政策方針を決める会議である。これまで計４回開催されたが，97年の第１回は国有銀行の不良債債権処理など，02年の第２回は国有銀行の上場や銀監会の新設など，07年の第３回は中国農業銀行の上場や政策金融機関の改革など，12年の第４回は金利の自由化や人民元の国際化などを慎重に進めることなど，を決定した。

(2)　現在の改革案と疑問点

改革案の詳細な内容は公表されていないが，15年４月に中国政府網は同方案に対する国務院の決定内容についての文章を公表した。それによると，①この方案に同意し，真剣に実施すること，②中国農業発展銀行が政策貸出を主要な業務とすることを堅持し，具体的には，政策貸出と自営貸出を明確に分類し，それぞれの会計帳簿を作成すること，責任所在の明確化や補てんシステムの構築を行うこと，自己資本比率を高めること，コーポレート・ガバナンスを強化することなどを通じて，同行を新たな農業政策金融機関にすること，③関係省庁間の連携を強め，迅速にこの改革案を実施していくが，重大なことについては国務院に報告すること，などが挙げられている。

この改革案を受けて，融資全体に占める政策貸出を７割，自営貸出を３割とすること，資本金を追加拠出すること，未回収融資（約3,000億元）を今後の利益還流や財政支出で解決していくことが報道されている。(注7) また，国家税務局副局長（解学智氏），中国銀行の副頭取（祝樹民氏）がそれぞれ同行の会長，頭取になるなど，経営体制も刷新した。この体制下，新経営陣の税務，商業銀行での経営経験を活かし，新たな改革に取り込むことになっている。

しかし，政策貸出，自営貸出の明確な分離ができるかは疑問である。94年以前には，１つの国有専業銀行のなかで政策融資業務と商業融資業務を同時に展開しており，商業融資業務での損失を，政策融資業務によって生じた損失に付け替えることが行われていた。また，中国農業発展銀行が政策金融機関である以上，赤字のもとが何であろうと，最終的に財政による補てんを期待したモラルハザードの発生を防止することは困難である。こうした問題を解決し，政策貸出と自営貸出の分離を明確にするためには，同行はコーポレート・ガバナンスを強化するとともに，会計や融資内容をチェックできる第三者委員会の導入や自ら十分かつ正確な情報を開示する必要があろう。

（注７）中国ニュースサイトの財新網15年４月21日による。

おわりに

設立初期の中国農業発展銀行は，食糧生

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

産・流通にとって重要な食糧買付専用資金の融資，食糧市場の主体である国有食糧企業への融資管理の強化を通じて，食糧流通の市場化改革において金融面から重要な役割を果たした。今日も同行の農産品安定化融資は依然として主要な業務となっており，食糧生産・流通の円滑化を図る上で重要性を持っている。

しかし，食糧流通の市場化改革に伴って，融資業務が縮小していったため，新たな融資分野を求めた。また，WTO加盟対応，農業の産業化の推進，農業基盤や農村インフラの整備・拡充などが求められ，04年以降の同行は新業務を相次いで展開した。これらの新業務は，中国における重要課題の一つである三農問題を解決するために必要となる農業・農村への投資資金の不足や農村中小企業の資金調達難を緩和する役目を果たしたとみられ，そのことは評価すべきである。

政策金融機関に位置づけられる同行にとって，政策目標は営利目標より重要ではあるが，その大前提に金融機関としての存続がある。政策金融機関が，政策遂行的機能を持つことは当然であるが，政策金融が赤字とイコールではないし，銀行として本来持つべき性格を放棄してはならないであろう。この意味で同行は既存の政策業務を維持しつつ，融資分野の拡大を通じて経営の黒字化を実現したことの意味も大きいと考えられる。

一方，国の政策に沿って同行の政策融資が実施されてきたにもかかわらず，政策に伴って必然的に発生する赤字を補てんするシステムが十分に構築されていなかったため，国有食糧企業の逆ザヤによる赤字経営等を受けての資金回収は順調ではなく，融資回収がいつ終了するかも不透明である。

さらに，打ち出された同行の改革案をもとに，政策貸出と自営貸出の明確な区分ができるかという問題も抱えており，先行きの展開が懸念される。加えて，大手企業への融資は，民間金融に任せるべきという世論を意識する必要もあろう。

今後の展開としては，中国農業発展銀行は農業・農村基盤整備を支える政策金融の機能を強化しながら，多数出現している農業生産に意欲のある家庭農場や大規模農家などに直接融資するなど，農業経営主体の変化を考慮した融資を検討することも必要と考えられる。

＜参考文献＞

- 池上彰英（2012）『中国の食糧流通システム』御茶の水書房
- 王雷軒（2013）「最近の中国における農村金融の現状と特徴」『農林金融』２月号
- 岡嵜久実子（2010）「中国農村金融制度改革の現状と課題：銀行業金融機関の再生と三農政策に呼応した取り組みの中間評価」日本銀行金融研究所『金融研究』４月
- 何広文（2004）「対農村政策金融改革的理性思考」『農業経済問題』第３期
- 紀平良昭（2005）「中国農業発展銀行のリスク管理」『アジア研究』７月
- 唐成（2003）「中国の政策金融に関する研究」『生活経済学研究』第18巻３号
- 趙江・玉真之介（2003）「中国農業発展銀行による政策金融に関する研究」『農業市場研究』12月
- 陳錫文主編（2004）『中国政府支農資金使用与管理体制改革研究』山西経済出版社
- 陳剣波・池上彰英（2009）「農業構造の転換と農村金融改革」『中国農村改革と農業産業化』アジア経済研究所

（オウ　ライケン）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

地域金融機関の地方創生への取組動向

主任研究員　木村俊文

はじめに

安倍政権の看板政策の一つである「地方創生」への取組みが各地で進んでいる。政府が2014年末に「ひと・まち・しごと創生総合戦略」を閣議決定したことを受け，全国の自治体（都道府県および市区町村）は16年３月末までに「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定が求められている。

こうしたなか，地方銀行などの地域金融機関には，地域の実情に詳しい人材や情報が蓄積していることに加え，域内の資金が集積していることから，地方版総合戦略の策定やその実行への支援に対して大きな期待が寄せられている。

そこで，本稿では地域金融機関を取り巻く経営環境を概観し，地方創生において期待される内容を確認した上で，地域金融機関の対応動向について紹介する。

1　地域金融機関を取り巻く経営環境

ここ数年の地域金融機関の経常利益や当期純利益は，好調に推移している（第１図）。ただし，中身をみると，預かり資産の手数料収入に伴う役務取引等利益の増加のほか，景気回復に伴う与信費用の減少や有価証券売却益などが利益を押し上げた格好となっているのが特徴である。一方，本来であれば収益の柱となるはずの資金利益は，貸出金残高が順調に増加したにもかかわらず，金融機関間の競争が激化したことで貸出金利が低下傾向をたどったために利鞘が縮小し，減少傾向が続いている。

第１図　地方銀行の利益と利鞘の推移

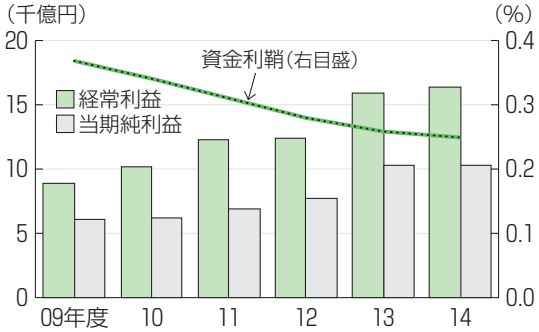

資料　地方銀行協会，第二地方銀行協会
（注）１　経常利益・当期純利益は地方銀行（64行）と第二地方銀行（41行）の合計。
２　資金利鞘は地方銀行のみ。

日本銀行によれば，2000年代以降，地域金融機関の収益力が趨勢的に低下してきたのは，長期にわたる超低金利の継続というマクロ的な要因に，人口減少等の構造的な下押し圧力が地域経済により強く働いてきたことによるとされている。(注1)

こうしたなか，地域金融機関の経営戦略は大きく２つの方向を志向している。(注2) １つ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

は「営業地域の広域化」である。大都市圏や県庁所在地など今後も成長が見込める地域に経営資源を配分するほか，取引先企業の海外進出を支援するための海外拠点の整備や外国銀行との提携，さらに最近では将来を見据えた経営基盤の強化などを目的に経営統合や再編の動きもみられる。もう１つは「営業地域の深耕」によってさらなる地域社会との密着を図る動きである。事業再生や事業承継，コンサルティング業務，ビジネスマッチングなど地元のニーズに応えるサービス提供のほか，環境・エネルギーや医療・介護など成長が期待される分野への積極対応，さらに対面での接触機会を増やすなどして地元顧客との絆を強化する動きもある。こうした取組みを通じて地域金融機関は，収益源の拡大と多様化を図っている。

こうしたなか，安倍政権が14年度以降，地方創生政策を本格的に推進することとなり，これを受けて地域金融機関は従来よりも積極的に地域経済の下支えや活性化に関与することが求められるようになった。

（注１） 日本銀行（2015）２～３頁を参照。
（注２） 古江（2015）26～27頁を参照。

2　地方創生政策の特徴

(1)　経緯と特徴

政府は14年末，「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年11月28日法律第136号）に基づき，日本全体の人口の将来展望と地方創生の将来方向を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と，それを踏まえた今後５年間の政策目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した（第２図）。長期ビジョンでは2060年に１億人程度の人口を確保し，2050年代に1.5～２％程度の実質GDP成長率を維持するといった中長期展望を示す一方で，総合戦略では2020年までに地方で30万人分の若者雇用を創出するなど向こう５年間での達成目標を掲げている。

第2図　「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要

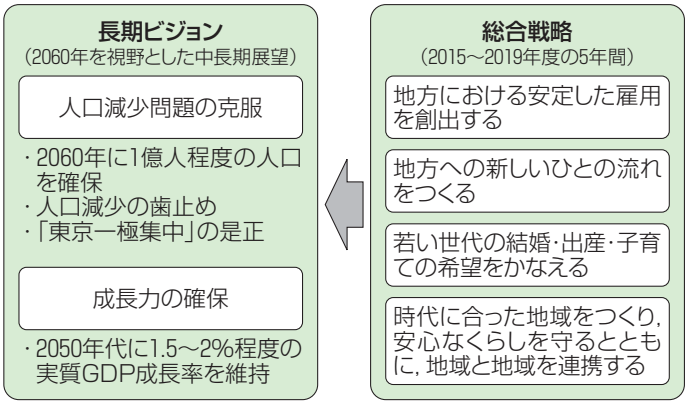

資料　まち・ひと・しごと創生本部の資料を基に作成

こうした国の動きを受けて地方公共団体は，現在それぞれの地域の実情に合わせた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を15年度末までに取りまとめるべく策定に努めており，16年度からは地方が主体となって具体的な事業を推進することとなっている。

地方創生政策は，人口減少と地域経済縮小の悪循環という危機的な課題を克服するために，東京一極集中を是正して人口減少に歯止めをかけるとともに，①潤いのある

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成（まち），②地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保（ひと），③地域における魅力ある多様な就業機会の創出（しごと）を一体的に推進することを目的（創生法第１条）にしている。

つまり，地方において,「しごと」が「ひと」を呼び,「ひと」が「しごと」を呼び込むといった好循環を形成することにより，人々が安心して生活し，子供を生み育てられる，活力ある地方経済・社会の形成を目指そうとするものである。

施策策定にあたり政府は,

①自立性＝外部人材の活用など地方の自立を支援する施策

②将来性＝地方が主体となった夢のある前向きな施策

③地域性＝客観的なデータにより各地域の実情を踏まえた施策

④直接性＝人や仕事の移転・創出に直接効果のある施策

⑤結果重視＝目指すべき成果が具体的に想定され，その検証が行われる施策

という５つの原則を重視すべきとしている。

また，施策策定の過程においては，幅広い年齢層からなる住民をはじめ，産業界・市町村や国の関係機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産学官金労言）などで構成する推進組織等で，その方向性や具体案について審議・検討することが重要であるとしている。

さらに，政府は各界から寄せられた指摘事項を踏まえ，地方においても「縦割り」や「重複」などを排除するほか，目標とする客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定し，政策の企画・実施から評価・見直しのための仕組み（PDCAサイクルに基づく効果検証）を確立するとしている。

(2)　地域金融機関に期待される内容

地方創生においては，人口減少問題が中心的な課題となっているが,「しごと」と「ひと」の好循環を形成するためには中小企業など地域企業の活性化が不可欠であることから，政府から地域金融機関の積極的な参画が要請されている。

地域金融機関に期待されている内容は，短期的には「地方版総合戦略の策定」に向けた支援であり，長期的には「総合戦略の推進」や「地域企業の総合支援」への協力である（第１表）。

まず，地方版総合戦略の策定では，自治体からの要請を踏まえ，地方版総合戦略策定の前提となる地域の経済環境分析への協力や，地域として取るべき戦略について産官学金労言から意見を吸収する推進組織等への参加などが期待されている。

また, 16年度からの施策推進に向けては，その実効性を高めるために，今後策定される個別事業への投融資や経営改善の指導など，金融機関が持つ知見を生かした機能の発揮が望まれている。

このほか，各企業・産業における「稼ぐ力」の向上を図るために，地域経済活性化支援機構（REVIC）や政府系金融機関と連携し，創業者向けに各種ファンドを活用し

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　地方創生において地域金融機関に期待される内容

	おもな取組内容
Ⅰ　**地方版総合戦略の策定** 地方自治体からの要請を踏まえ，金融機関が持つ知見等に基づく情報提供・分析・提案等の協力	・金融機関の地域経済・産業に関するデータ等の共有（このための「連携協力協定」の締結） ・総合戦略策定の前提となる地域経済・産業の分析（金融機関職員の出向等） ・総合戦略推進組織等への金融機関の参加 ・KPIの策定や見直しについて金融機関のノウハウ活用
Ⅱ　**総合戦略の推進** 総合戦略の推進に積極的に取り組むとともに，各個別施策について，金融機関が持つ知見等を活かした機能の発揮	・地方創生に関する事業やサービスの経営改善について，金融機関のノウハウ活用 ・特定分野に関する地方公共団体の広域連携について，金融機関の連携やネットワーク活用 ・金融機関の投融資（地域活性化ファンド等からのリスク性資金を含む）との連携
Ⅲ　**地域企業の総合支援** 企業の経営課題解決を支援するために，地域経済活性化機構（REVIC）や政府系金融機関と連携し，金融機能の高度化を図る	・地域資源の活用やブランド化，販路開拓等について，金融機関のノウハウやネットワーク活用 ・創業支援，クラウドファンディング等の手法を用いた小口投資・寄付（ふるさと投資），中小企業の経営改善や事業再生・承継などへの支援 ・地域で活躍する人材確保のための金融機関のネットワーク活用

資料　第2図に同じ

てリスク性資金の供給を行うほか，中小企業の事業再生や事業承継など地域企業を総合的に支援することが求められている。

3　地域金融機関の対応動向

(1)　アンケート調査結果

まち・ひと・しごと創生本部が15年４月下旬に公表した「地方版総合戦略の策定等に向けた取組状況」に関するアンケート（調査対象：都銀等８行を含む計517の金融機関，調査時期：３月下旬から４月上旬）の結果によれば，地方版総合戦略の策定に向けて，全体の67.3％の金融機関が地方公共団体と何らかの形ですでに接触したことが判明している。接触した地方公共団体は，本店所在地の市区町村（83.3％〔複数回答〕，以下同じ）に次いで，都道府県（39.1％），指定金融機関を引き受けている先（38.5％）となっているが，これら以外の地方公共団体（50.3％）にも積極的に接触している。ただし，接触内容はあいさつ・顔合わせ程度（78.7％）が多いものの，施策策定に向けた事前協議や意見交換会への参加（31.3％），地域経済や企業実態等に関する分析・調査への協力（16.4％），総合戦略推進組織等への参加（13.8％）もある。

また，地方版総合戦略に盛り込まれる可能性のある個別事業については，半数近くの金融機関が関与（32.3％〔単一回答〕）もしくは地方公共団体から関与の打診・要望（13.5％〔単一回答〕）を受けている。具体的には，個別事業の企画・立案への参画（56.5％〔複数回答〕）やビジネスマッチングなどの支援（42.2％〔複数回答〕）が多い。

このほか，地方創生の推進に向けては，すでに59.8％の金融機関が体制整備を行っている。今後体制整備を予定している金融機関を含め，内訳で多いのは，担当部署・窓口の明確化（37.5％〔単一回答〕，以下同じ），専門チームの立ち上げ（25.5％），地方公共団体との間で地方創生にかかる包括連携協

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　地域金融機関の地方創生への体制整備の動向

（単位　数，%）

	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	合計
本店数(a)	64	41	47	152
専門部署の設置など体制整備(b)	54	31	11	96
割合(b÷a×100)	84.4	75.6	23.4	63.2

資料　各金融機関ホームページ
（注）　信用金庫は都道府県別の預金･貸出残高(14年3月期)で最上位の信金のみ。6月下旬に調査。

定の締結（9.3%）となっている。

ちなみに，筆者が地域金融機関のホームページを調べたところ，国の調査とは対象が異なるものの，15年６月末時点で専門部署の設置など体制整備を行った金融機関は63.2％となっており，内訳では地方銀行（84.4%）や第二地方銀行（75.6%）の割合が高い（第２表）。

(2)　地域金融機関の対応

体制整備が進んでいる地方銀行や第二地方銀行の公表資料によれば，地方創生に向けた地域金融機関の典型的な対応例は，およそ次のとおりである。地方公共団体の地方版総合戦略の策定を支援するため，本部に組織横断的な「地方創生プロジェクトチーム」を設置するとともに，営業店長を「地方創生推進責任者」に任命し，本部と営業店が一体となって企画・推進を実施する体制を取っている。

一方，金融機関の中には，関連会社に地域経済や企業経営などの調査・研究を行うシンクタンクを有する場合があり，こうした部門が蓄積してきたノウハウを生かして地方版総合戦略の策定支援に取り組む例も多くみられる。信金中金では，地域・中小企業研究所内に，それまでの地域活性化支援室の機能を移管する形で「地方創生支援センター」を新設し，地域分析に必要な基礎データを全国の信金に提供するなどして，地方版総合戦略の策定に向けて支援している。

また，金融機関によっては，地方創生に関する事項を統括して審議・決定するため本部に役員からなる司令塔役の委員会を設置したり，地方公共団体への提言力を高めるために産学の有識者や外部機関と連携した委員会を設置したりする場合もある。さらに，施策策定を専門的に支援するために金融機関の職員を地方公共団体に派遣する例もみられる。

(3)　具体的な取組事例

以下では，地方創生への対応として，県内全域を対象とした地方銀行と，小規模な市を対象とした信用組合の２事例を紹介する。

a　地方銀行

ある上位地方銀行では，金利低下と競争激化を背景とした貸出金利回りの低下や，事業所数の減少を受けた事業性貸出金の伸び悩みなどが経営課題となってきた。こうした厳しい経営環境下において，15年４月から始まった中期経営計画では，より積極的に地域の発展に取り組む姿勢を打ち出した。同計画を策定する際，本店を置く当該県の基礎情報を収集・分析する過程で，１

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

人当たり県民所得などの水準は全国順位で10位台後半とほぼ変化がなかったものの，直近の伸び率では40位近くとかなり下位の順位であることが分かり，危機感を抱いた。銀行の成長・発展には地域社会の発展が不可欠との認識から，すぐには銀行の収益に結びつかなくても，新たな雇用や産業を創り出していくことこそが，長期的に対処すべき最大の課題であると考えるに至った。

同行では，15年４月に地方創生プロジェクトチームを行内に設置後，県と地方創生に向けた連携協定を締結し，県が行う長期ビジョンや地方版総合戦略の策定業務を支援している。県内の市町村に対しては，指定金融機関以外の先も訪問し，自治体側が自分たちでどこまでできるか，またどのような支援が必要なのかといった状況を確認し，関係機関であるシンクタンクとも連携して支援体制を整備している。

同行は，地方創生においては「雇用」が最も重要になるとの考えから，取引先企業の成長支援をはじめ，県内主要地区の産業育成まで，多様な取組みを実施しようとしている。たとえば再生案件では，単に温泉旅館の事業再生といった「点」の再生ではなく，「面」として温泉地全体の魅力を高めることにより観光客を誘致するため，REVICと提携してファンドを活用するなどの支援を進めている。

また，県の目標とは別に，独自に中期経営計画の中で県内創業支援の目標数を設定し，創業促進・支援にも積極的に取り組んでいる。

b　信用組合

中部地方にある人口４万人強の市に本店を置くある信用組合では，経営環境が厳しさを増すなか，15年度に入り早々に地元の市と地方創生に関する包括連携協定を締結した。協定では，相互の機能・人材・情報を有効に活用し，連携して人口減少と地域経済縮小に歯止めをかけるとともに，地域経済の活性化を図ることを目的に，市の総合戦略の策定や推進を支援するとしている。当面は，市が中心となって作成する総合戦略の骨子に基づき，移住促進や子育て支援などの個別案件について，信組から選抜した職員も参加して具体的な検討を進めることになっている。

同信組は，営業エリアが制限されることから「地域が元気にならなければ当信組の未来はない」「まちの存亡は当信組の存亡」との考えのもと，04年から「まちづくり推進室」を設置して，本業である金融サービスとは関係なく，まちづくりに関する懇談会の開催や地域リーダーの育成，さらには地元消費促進運動を通じた商店街の活性化など地域振興に貢献してきた。こうした取組実績があったため，地域創生においても抵抗なく市と連携することにつながった。

同信組が地方創生で最重要課題に挙げているのは，人口減少問題への対応である。30～50年後の人口推計データ等をみると同市は将来的に地域としての存続が厳しくなると見込まれている。人口増加は望めないとしても，人口減少のペースをいかに遅くすることができるかという観点で地域が一

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

体となって取り組む必要があると考えている。

そこで，人口減少問題への対策の一環として同信組は，域外からの移住者向け住宅ローンや空き家のリフォームローンを用意している。住宅ローンでは，18歳未満の同居する子供の数によって金利優遇するなど，子育て支援型としている。

また，同信組は，取引先を中心に企業の求人情報を把握しているほか，空き家や土地など不動産に関する情報も保有していることから，市と連携して地域企業と移住希望者とのマッチング事業を空き家対策と関連づけて進めたいと考えている。

おわりに

地域金融機関の体制整備も進みつつあり，地方創生に向けた施策は今まさに各地で具体化されようとしている。15年度末までに取りまとめられる地方版総合戦略に対しては，幅広い地域の関係者の意見が反映されることから，従来の国・県主導による一律的な地域活性化策とは異なり，地方が抱える諸問題の実情を踏まえた施策となることが期待されている。

こうしたなか，地域金融機関には，03年以降に段階を経て取り組んできた地域密着型金融での実績を踏まえて，さらに踏み込んだ提言を打ち出せるか否かが問われている。地域金融機関が積極的に関与することにより，地域創生のモデル事業になるような優良事例が数多く創出されることを期待したい。

ただし，高い能力と意欲を持った自治体や金融機関が存在する地域は，上乗せ交付金を活用するなどして施策の充実を図ることが想定される一方，そうでない地域は出遅れる可能性もあり，地域間で格差が広がる恐れがあることには注意が必要だろう。

＜参考文献＞

・日本銀行（2015）「人口減少に立ち向かう地域金融──地域金融機関の経営環境と課題──」『金融システムレポート別冊シリーズ』５月

・古江晋也（2015）「地域金融機関の経営指標分析と昨今の経営戦略」『金融市場』（第26巻第５号）５月号

＜参考WEBサイト＞

・まち・ひと・しごと創生本部
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/

（きむら　としぶみ）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

情勢

2013年度における農協の経営動向

主任研究員　尾高恵美

はじめに

本稿では，2013事業年度（以下「年度」という）の農協の経営動向について報告する。主に使用する資料は，農林水産省「総合農協統計表」である。集計対象は信用事業を営む総合農協（以下「農協」という）であり，13年度は，合併により前年度より５組合少ない712組合である。集計期間は，13年４月１日から14年３月31日までの間に終了した事業年度である。

1　経営環境
──大規模な金融緩和が農協経営にも影響──

まず，13年度の農協経営に大きな影響を与えた外部環境について整理する。

13年４月に日銀が打ち出した「量的・質的金融緩和」は農協事業にも広く影響を与えた。長期金利の指標となる新発10年国債利回りは上期に0.315～1.000％の間で激しく変動したが，下期になると0.6％前後の低水準で推移した。金融機関の貸出金利は一段と低下し，農協信用事業の資金運用収支にも影響を与えた。

長期金利の低下とともに外国為替市場で円安が進み，農業生産資材価格を押し上げた。トウモロコシの国際価格は下落したものの，円安によってその要因は打ち消され，13年の国内飼料価格は前年比10.4％と，08年以来の高い上昇率となった。

一方，農産物価格は，総合指数で前年比1.0%上昇した。子牛を中心に畜産物価格が6.7％高騰した影響が大きい。加えて，野菜は，13年はやや下落したものの，年明け14年２月の大雪により野菜産地で農業用ハウスの倒壊や収穫作業遅延が生じ，２，３月の野菜価格は前年同月比１割以上高騰した。一方，米価は1.5％と小幅上昇となった。

加えて，14年４月の消費増税を前にして，13年度に駆け込み需要が本格化した。住宅については，13年度の新設住宅着工戸数は前年比10.5％と大幅に増加し98.7万戸となった。これに伴い，農協信用事業でも住宅ローンが増加した。また，農業機械で駆け込み購入の動きがみられ，13年の農業機械の国内向け出荷金額は17.1％増加した。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

2　組合員，職員，組合員資本，設備投資の動向
──組合員数は１千万人を超える──

次に，農協組織の核である組合員，職員，組合員資本と，事業の維持・発展に不可欠な設備投資の動向を概観する。

13年度の組合員数（団体を含む）は，前年比1.7％増加し1,015万人となり，初めて１千万人を超えた。内訳をみると，正組合員数は1.1％減少し456万人に，准組合員数は4.1％増加し558万人となった（第１図）。09年度以降，准組合員数が過半を超える状況にあり，組合員計に占める正組合員の割合は45.0％となった。

組合員数増加の一方で，職員数は前年比減少が続いている。13年度の正職員数は20万９千人で，前年比1.1％減少した。担当事業別にみると，購買事業の4.0％減をはじめ，共済事業で1.5％，信用事業で0.4％それぞれ減少するなかで，販売事業は２年連続で0.6％増加したことが目立つ。

第１図　正組合員と准組合員の推移

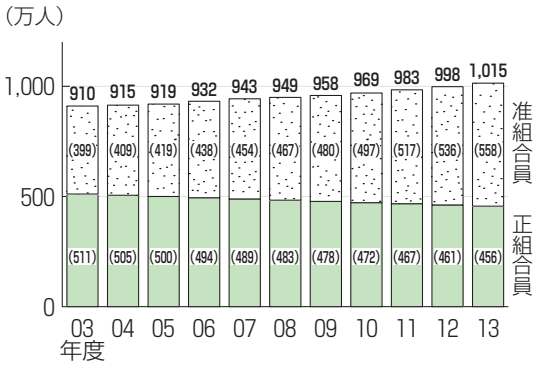

資料　農林水産省「総合農協統計表」
（注）　正･准組合員とも「団体」を含む。

13年度の組合員資本は6.0兆円であり，このうち出資金（回転出資金を含む）は1.6兆円を占めている。前者は前年比1,627億円増加し，このうち後者の増加分は25億円で，残りは内部留保，具体的には利益剰余金の増加による。

設備投資は大幅増の兆しがみられる。第２図によると，13年度の設備投資推計額は前年比減となったが，設備投資の先行指標である建設仮勘定(注1)は，13年度に前年比104億円増と近年にない大幅な増加となった。増加の背景は必ずしも明確でないが，消費税率引き上げ前の駆け込みによる投資も含まれるとみられる。

建設仮勘定は，翌年度以降，有形固定資産に振り替えられ，設備投資額を押し上げると予想される。

（注１）建設仮勘定とは，建設中の建物等，取得予定の有形固定資産の引渡しの前に支出した金額を計上する勘定科目である。完成，引渡しの後，事業に使用した時点で有形固定資産に振り替えられる。

第2図　設備投資推計額と建設仮勘定の前年比増減額の推移

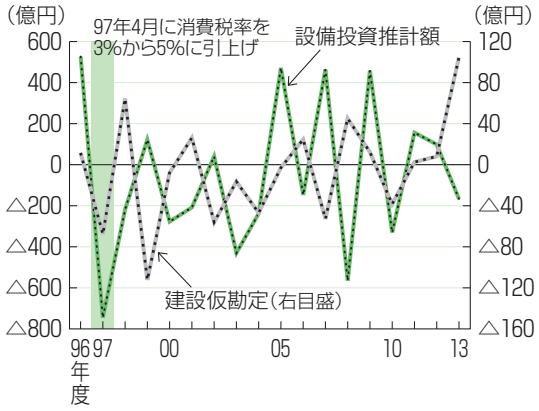

資料　第1図に同じ
（注）　設備投資推計額は，減損損失の累計額を控除する前の有形減価償却資産取得価額の前年比増減額。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

3　主要事業の利用高

(1)　信用事業

──貯貸率は低下──

13年度の貯金の月末平均残高（以下「平残」という）は引き続き前年比増加となったものの，貸出金平残は３年連続で前年を下回ったため，貯貸率は25.1％となり前年比0.7ポイント低下した。

13年度の貯金平残は91.3兆円で，前年比2.0％増となり，11年度の2.6％には及ばないものの，近年では高い伸び率となった（第１表）。東日本大震災における被災３県（岩手県，宮城県，福島県）の増加率は4.1％と，被災３県以外の1.9％に比べて高いが，11年度の13.1％，12年度の5.8％より低下してきている。

一方，貸出金平残は22.9兆円，前年比△0.9％となり，前年度よりマイナス幅は縮小した。これは，地方公共団体や地方公社向け貸付は前年度に続き減少したものの，消費増税前の住宅の駆け込み購入に伴い，住宅ローンが増加したためとみられる。

貯金平残が増加し，貸出金平残が減少した結果，預け金平残は前年比3.4％増加し，64.2兆円となった。資金運用構成における預け金の割合が高まり，貯預率は0.9ポイント上昇し70.3％となった。

(2)　共済事業

──生命共済保有契約高の減少続く──

13年度末の長期共済保有契約高は289.4兆円で，新契約高の伸び悩みにより，前年比

第1表　主要事業利用高の推移

（単位　10億円，％）

		実績	前年比増加率				
		13年度	09	10	11	12	13
信用事業	貯金残高	91,261	1.8	1.5	2.6	1.9	2.0
	預け金残高	64,171	1.7	0.1	4.0	3.3	3.4
	貸出金残高	22,891	4.6	0.8	△1.3	△1.7	△0.9
	有価証券残高	4,658	4.7	△0.5	0.5	△2.4	△3.3
共済事業	長期共済保有契約高	289,402	△3.0	△2.9	△2.4	△2.1	△2.7
	うち生命総合共済	145,317	△3.9	△3.7	△3.9	△3.5	△4.5
	建物更生共済	144,074	△2.0	△2.0	△0.7	△0.6	△0.7
農業関連事業	農産物販売･取扱高	4,421	△3.4	△0.1	△0.0	2.5	2.1
	うち畜産物	1,162	△1.9	△0.8	△2.7	3.4	6.5
	野菜	1,285	△1.8	5.5	△2.0	△2.1	3.2
	果実	412	△5.8	2.7	△3.3	△0.5	1.8
	米	950	△4.6	△9.8	7.7	9.2	△3.9
	生産資材購買品供給･取扱高	2,221	△11.9	△2.6	1.2	0.7	7.5
	うち農業機械	293	4.9	△7.2	0.5	3.3	25.7
	農薬	258	1.7	△0.8	△2.1	△0.1	10.0
	飼料	384	△16.2	△4.9	1.8	1.7	6.1
	肥料	335	△6.4	△8.4	△2.3	3.2	5.7
生活その他事業	生活物資購買品供給･取扱高	824	0.5	1.9	△4.6	△2.6	△7.4

資料　第1図に同じ
（注）「信用事業」は月末平均残高。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

2.7％の減少となった。

内訳をみると，建物更生共済は，新契約高が前年比増加となったため，保有契約高は前年比△0.7％と09，10年度に比べて減少率は縮小し，下げ止まりつつある。

一方，生命総合共済は△4.5％と減少率が拡大している。これは，08年に新設して契約高を伸ばした一時払養老生命共済（共済期間は５年または10年）が一部満期を迎えたことが影響している可能性がある。

(3)　農業関連事業
──生産資材購買で駆け込み購入の動き──

13年度の農産物販売・取扱高は4.4兆円で，前年比2.1％増となった。前年比増加は２年連続で，12年度は米が牽引したが，13年度は畜産物と野菜の寄与が大きかった。

畜産物販売・取扱高は前年比708億円，率にして6.5％増加した。増加額の大部分をその他の畜産物（生乳，肉用牛，肉豚，肉鶏，鶏卵以外）が占めている。前述したように，農産物市場での子牛価格高騰の影響を受けた可能性がある。

また，野菜は前年比3.2％増加したが，14年２月の大雪で価格が１割以上上昇したことを反映したものとみられる。

他方，同年度の生産資材購買品供給・取扱高は2.2兆円となり，消費増税前の駆け込み購入に資材価格上昇が加わり前年比7.5％増加した。農業機械が25.7％増加したのをはじめ，農薬が10.0％，肥料が5.7％，それぞれ増加した。飼料の供給・取扱高も6.1％増加したが，これは前述したように飼料価格上昇の影響が大きい。

農協の農業関連事業には，上述した販売事業や生産資材購買事業以外に，加工事業も含まれる。ここで６次産業化という視点から，農協による農産物加工と農産物直売所の動向についてみてみたい。(注2)

農林水産省「６次産業化総合調査」によると，13年度の農業経営体と農協等による全国の農産物の加工と直売所の販売合計額は１兆7,432億円であり，このうち農協（専門農協を含み，加工には農協子会社の販売高を含む）は8,440億円で，全体の48.4％を占めている（第３図）。

13年度の同販売額は，10年度に比べて1,473億円，率にして9.2％増加した。増加額のうち64.6％に当たる952億円が農協による増加分である。農産物の加工や直売所の販売額拡大において農協が大きく寄与した。

第3図　農産物直売所・加工の販売合計額

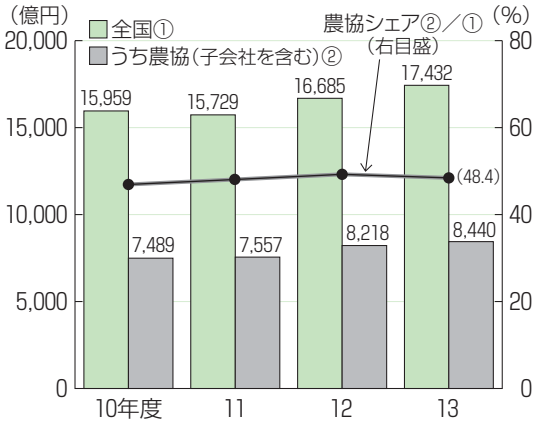

資料　農林水産省「6次産業化総合調査」
（注）1　農協には専門農協を含む。
2　農産物加工販売額には農協子会社を含む。農産物直売所でも農協子会社が運営する場合があるが，本調査結果では農協等のその他に分類され抽出できない。実際の子会社を含む農協の直売所販売額は，本調査結果より多いとみられる。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農協による販売額増加の内訳をみると，直売所販売額の増加が大きく，10年度の2,538億円から，13年度には3,166億円へと24.8％増加した。厳密な比較はできないが，農協の農産物販売・取扱高に対する農産物直売所の割合は13年度に7.2％となっており，農協の農産物販売チャネルが多様化していることを示している。

（注２）農産物直売所については，農業関連事業に区分している農協と生活その他事業に区分している農協がある。

第4図　2013年度の事業利益の前年比増減要因

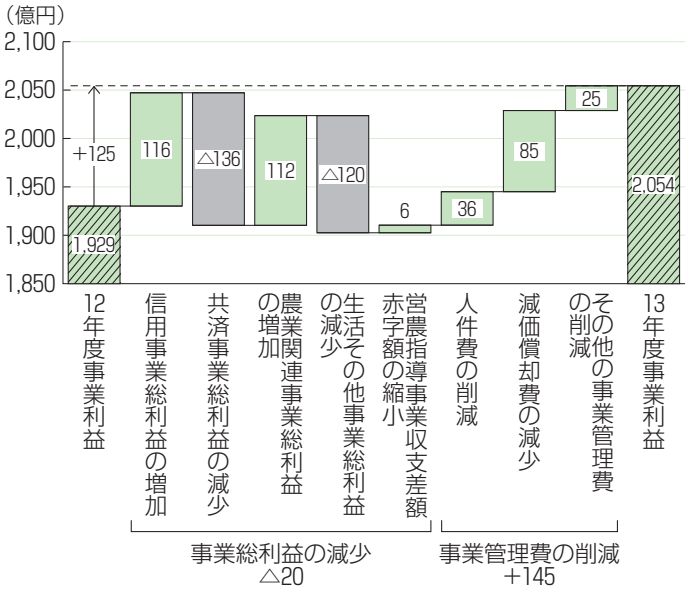

資料　第1図に同じ

(4)　生活その他事業
――地域の高齢化を反映――

13年度の生活物資供給・取扱高は8,245億円で，前年比7.4％と大幅に減少した。品目別には，食料品と家庭燃料で大きく減少した。家庭燃料については，原油の国際価格下落の影響を受けたとみられる。

生活物資購買以外の生活その他事業では，老人福祉施設と葬祭センターを運営する組合数が増加し，13年度における実施割合は前者で43.3％，後者で39.0％となり，それぞれ前年度より若干上昇した。農村地域において高齢化がより進行していることに対応したものと思われる。

4　損益の動向

(1)　経営概況
――事業管理費削減で事業利益確保――

13年度の事業利益は2,054億円で，前年比125億円，率にして6.5％の高い伸びとなった（第４図）。事業総利益は１兆8,760億円となり，20億円減，率にして△0.1％とほぼ横ばいだった一方，減価償却費や人件費等の事業管理費が145億円，0.9％減少したためである。

この結果，同年度の事業管理費比率（事業管理費／事業総利益）は89.0％となり，低下傾向で推移している。

近年，共済事業利益は前年比減少が続いており，事業利益の部門別構成における信用事業への依存度は高まっている。事業利益計に占める信用事業利益の割合は，05年度の97.8％から13年度の116.4％へと20ポイント近く上昇し，この間，共済事業の割合は123.3％から64.1％へと60ポイント近く低下した（第５図）。

経常利益は前年比8.4％増の2,803億円となったが，これは事業外収益である受取出資配当金が２年連続で増加したことが主な要

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第5図　事業利益の部門別構成比の推移

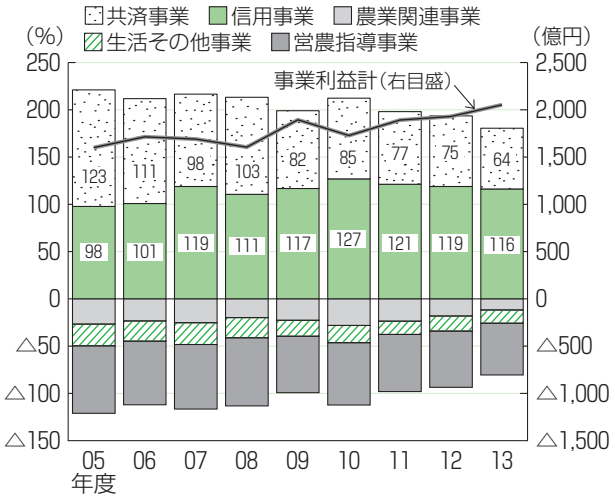

資料　第1図に同じ

因である。税引前当期利益は10.3％増加し2,636億円となった。

(2)　信用事業利益

──信用コスト減により増加──

13年度の信用事業総利益は前年比1.5％増加した。大宗を占める資金運用収支は0.7％減少したが，貸倒引当金繰入額の減少や信用事業費用の控除科目である貸倒引当金戻入益の増加が信用事業総利益の増加に寄与した。

資金運用収益は前年比1.1％の減少となったが，その構成比は近年大きく変化している。資金運用収益に占める貸出金利息の割合は03年度の57.5％から13年度には44.4％に低下した一方，預け金利息の割合は同期間に19.7％から40.4％へと２倍以上に上昇した。

資金運用収益から資金調達費用を差し引いた資金運用収支は前年比58億円減少した。この要因をみると，預け金残高の増加が122億円，貯金・預け金利ざやの上昇が72億円，貯金・有価証券等利ざやが４億円，それぞれ資金運用収支を押し上げた。一方，貯金・貸出金利ざやの縮小が199億円と大きく，貸出金残高の減少は37億円，有価証券残高の減少は20億円，それぞれ資金運用収支を押し下げた。大規模な金融緩和と他業態との激しい競争の影響により，貯金・貸出金利ざやは一段と低下し，前述したように貸出金残高も減少したためである。

信用事業総利益は1.5％増加し，信用事業管理費は0.3％と小幅な増加にとどまったため，信用事業利益は4.3％増となった。13年度の信用事業管理費比率は69.4％となり，70％を下回った。

(3)　共済事業利益

──前年比減少幅が拡大──

共済事業については，前述した長期共済保有契約高の減少に伴い，13年度の共済付加収入が前年比1.8％減少するなど共済事業収益が2.8％減少したため，共済事業総利益は136億円，率にして2.8％減少した。

共済事業管理費は12億円の減少にとどまったため，共済事業利益は123億円と大幅に減少し，減少率は前年度の△1.0％から△8.6％に拡大した。

(4)　農業関連事業利益

──利用高増により赤字幅縮小──

13年度の農業関連事業総利益は前年比2.7％と２年連続で前年度を上回った。前述したように，生産資材購買供給・取扱高と

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

販売・取扱高が大幅に増加したことが寄与した。

ただし，飼料の購買粗利益は供給・取扱高の増加ほどは増えていない。農協の飼料購買粗利率が3.7％と前年比0.1ポイント低下したためであり，飼料価格高騰対策として農協の粗利率を切り下げて対応したものと思われる。

前述したように，販売事業職員が拡充されたため人件費は増加したとみられるものの，減価償却費の減少により農業関連事業管理費は横ばいとなり，同年の農業関連事業損失は240億円となり，損失額は前年比112億円縮小した。

(5) 生活その他事業利益
──赤字額はやや改善──

13年度の生活その他事業総利益は前年比120億円減少し，生活その他事業管理費はそれを上回る137億円減となったため，生活その他事業損失は288億円となり，前年に比べて損失額は18億円縮小した。

おわりに
──消費増税の影響で事業利用高が変動──

13年度の農協経営は，事業管理費の削減が進む一方で，事業総利益はほぼ横ばいであったため，事業利益は高い伸びとなった。農業関連事業損失額も10年度の半額程度に縮小した。

しかし，13年度に事業総利益が前年比横ばいとなったのは，消費税率引き上げ前の駆け込み需要に起因する一時的なものであることに注意が必要である。14年度は，その反動によって新設住宅着工戸数や農業機械出荷額は前年比減少となっており，農協の住宅ローンや生産資材供給・取扱高といった事業量もその影響を受けたとみられる。17年４月に消費税の再増税が予定されており，その前に再び駆け込み需要が発生すると見込まれ，農協の事業利用高や事業利益は，短期的には消費増税の影響を受けて激しく変動するとみられる。

また，利ざやについては，日銀は大規模な金融緩和を継続しており，当面，貸出金利は低い水準で推移するとみられ，資金運用収益に占める貸出金利息の割合が低下する可能性がある。

一方，農産物販売では直売所等の６次産業化が進んでおり，農業者等の農業関連事業所得の増加を図りつつ，農協の農業関連事業や生活その他事業の赤字改善につながることが期待される。

＜参考資料＞

・日本農業機械工業会「日農工統計」
・国土交通省「建築着工統計調査報告」
・農林水産省「農業物価統計調査」
・IMF “Primary Commodity Prices”

（おだか　めぐみ）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

外国事情

インドネシアの酪農協同組合

──北バンドン酪農協同組合──

若林剛志〈主事研究員〉
古橋　元〈経済協力開発機構（OECD）農業政策アナリスト〉

〔要　　旨〕

本稿は，インドネシア国内において優良組合として知られる北バンドン酪農協同組合の事業と特徴的な取組み，組合が持つ課題や展望を，聞き取り調査の結果を踏まえながら紹介するものである。

同組合は，販購買や加工，指導事業等，日本の酪農協がもつ事業の多くを実施している。事業や取組みのなかでは，組合員が無料で医療機関での診療を受けることができる受診支援が特徴的である。こうした取組みをしながらも，組合の事業収支は安定している。

同組合は，粗飼料供給体制の整備やプラントの増設などの課題を有している。このようななか，同組合は，組合員の福祉の向上という創設時の精神を基礎に据え，組合員の生活の安定が酪農を続けることにより実現することを目標とした事業，取組みの実施を展望している。

目　次

はじめに
1　インドネシアの酪農
（1）　酪農振興政策
（2）　酪農の現状
（3）　生乳処理
2　インドネシアの協同組合概況
3　北バンドン酪農協同組合
（1）　組織概要
（2）　北バンドン酪農協同組合の事業
（3）　北バンドン酪農協同組合の特徴的な取組み
（4）　事業収支
4　北バンドン酪農協同組合の課題と展望
（1）　課題
（2）　展望
おわりに

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

はじめに

インドネシアは，経済成長に伴い，畜産物および乳製品の消費が増えており，畜産・酪農振興は農業政策上の重要課題のひとつとなっている。畜産物等を国内で増産することは，インドネシア政府にとって重要課題である食料安全保障とも密接に関わっている。(注1)

政府が定める食料安全保障上の重要５品目のうち唯一の畜産物が牛肉であり，その自給のために牛肉自給プログラム（Program Swasembada Daging Sapi［PSDS］）が進められてきた。また同時に乳製品の消費も増加して，乳製品の自給も重視され，現在は2020年までの自給率50％達成へ向けて生産振興にあたっている。

本稿の主な目的は，インドネシアの酪農協同組合を紹介することである。(注2) 酪農に従事するのは生産者であるが，生産者のほとんどは生乳販売事業を行う組合に加入している。後述するように，組合は，組合員はもちろん，乳業会社の事業および行政による政策推進において不可欠な組織となっており，本稿を通じて，そのことを伝えていくつもりである。以下，１節でインドネシアの酪農を，２節でインドネシアの協同組合を概観する。３節が本稿の中心であり，インドネシアにおいて有名な酪農組合である北バンドン酪農協同組合と同組合の取組みを紹介し，４節で同組合の課題について触れる。

（注１） 食料安全保障に関する諸政策は，新国家中期開発戦略（Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional Tahun［RPJMN］2015-2019）においても，引き続き優先度が高い。

（注２） 紹介にとどまるのは，今回の聞き取りを今後の研究のための予備調査として位置付けているためである。

1　インドネシアの酪農

(1)　酪農振興政策

インドネシアは低緯度地帯に位置した熱帯国であり，標高の高い地域を除けば酪農を営むには厳しい環境にある。その中で酪農を振興するのは，次のように政府が農業と食料に関わる課題の一端を解決する可能性を持つと考えているためである。(注3)

振興理由の第１は，乳製品における食料安全保障上の理由からである。FAOSTATにある11年の同国の食料需給表によれば，バターを除く乳製品の国内消費仕向量が352万トンであるのに対し，国内生産量は138万トンにとどまっている。今後も消費量は増える見込みであり，政府は，乳製品を2012年に制定した新食料法に基づいて国民の栄養改善の観点から重要な品目に位置付けており，第２の理由ともつながるが，輸入依存度を低下させることに強い関心を持っている。実際に10年に約30％であった自給率を14年までに50％に引き上げることを目標としていた。しかし，それが未達成に終わり，現在は20年までに50％に引き上げることを目標としている。

振興理由の第２は，政府が農業だけでなく国内産業振興を重視しているからである。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

乳製品の消費量が増えるなか，輸入依存度を引き下げることは，乳業や製菓といった食品産業等の農業関連産業の育成とそこでの雇用の創出にも寄与することが期待されている。特に，生乳を処理する牛乳工場は，生産地の農村部近隣に立地することが多いため，地域経済の振興とも関係が深い。

第３に，農村開発とも関わる貧困削減の観点からである。農村部の貧困率は都市部より高く(注4)，農村の大宗を占める農家にとって，酪農は恒常的に所得が得られる手段のひとつである。酪農によって農家の所得を向上させることができれば，貧困削減のみならず，非農業部門との広がる所得格差の緩和にも一定の効果が見込まれる(注5)。

酪農を振興するにあたって，同国は多くの生産者支援策を実施している。例えば，優良種乳牛の海外からの導入，乳用種の優良精液の調達と人工授精の普及といった生産面の支援や，飼養技術向上教育等の人材開発面の支援，素牛導入のための利子補給といった資金面の支援等がある。優良種乳牛の導入は政府が，精液生産と人工受精は人工授精（Inseminasi buatan）センターが中心となっている。

一方で，いくつかの酪農家に対する金融および金融の仕組みづくり支援は，組合等の組織を通じて実施されている。代表的なものは，素牛導入資金（Kredit Usaha Pembibitan Sapi〔KUPS〕）と素牛導入回転プログラム（Sapi Bergulir）である。政府が用意した乳牛購入資金に対する利子補填システムであるKUPSは，組合が推薦書を作成し，それを利子補填希望生産者が金融機関に持っていくことで利子補填を受けられる仕組みとなっている。素牛導入回転プログラムについては後述する。

（注３） 世界銀行の提供する世界開発指標（WDI）によれば，13年までの10年間に，人口は1.3%/年，05年基準の１人当たり実質GDP成長率は1.5%/年のペースで伸びた。FAOSTATによれば，02年から11年の間に，食用の肉は209万トンから314万トンへ，バターを除く乳製品は167万トンから338万トンへそれぞれ増加した。また，11年の肉の生産量は305万トン，国内消費仕向量は313万トンで，乳製品の生産量は138万トンで国内消費仕向量は352万トンとなり，国内生産と国内消費の差は文中で述べた乳製品で大きいことがわかる。

（注４） WDIによれば，11年の国内貧困線を基準とした貧困率（Poverty Headcount Ratio at National Poverty Lines）は，都市で9.2%，農村で15.7%である。

（注５） WDIによれば，所得格差を示す代表的指標であるジニ係数は，02年頃までは30前後で推移していたが，05年に34.0，11年には38.0に上昇し，格差が拡大している。

（2） 酪農の現状

政府統計によれば，13年現在で飼養されている乳牛数は63.6万頭である（第１表）。飼養されている地域は，西ジャワ州，中部ジャワ州および東ジャワ州の３地域に集中している。このうち，特に飼養頭数の伸びが著しいのは東ジャワ州で，07年から13年の間に2.3倍となっている。これにより，インドネシアにおける乳牛飼養の半分が東ジャワ州に集中している。

全国の生乳生産量は，98.2万トンである。国内における牛乳消費の多くは主にニュージーランドおよびオーストラリアからの輸入によって賄われ，近年，国内生産を増やしているものの，需要の増加が大きく，自

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　乳牛飼養頭数・生乳生産量の推移

		07年	08	09	10	11	12	13
乳牛 (Sapi Perah) 飼養頭数 (千頭)	全国	374	458	475	488	597	612	636
	うち西ジャワ州	103	111	117	120	140	136	143
	中部ジャワ州	116	118	121	122	150	154	155
	東ジャワ州	139	212	222	231	296	309	324
生乳生産量 (千トン)	全国	568	647	827	910	975	960	982
	うち西ジャワ州	225	225	255	262	303	281	293
	中部ジャワ州	70	90	92	100	104	106	108
	東ジャワ州	249	312	462	528	552	554	560
1頭当たり 搾乳量 (kg/年)	全国	…	3,139	…	…	…	…	…
	うち西ジャワ州	…	3,847	…	…	…	…	…
	中部ジャワ州	…	2,423	…	…	…	…	…
	東ジャワ州	…	3,103	…	…	…	…	…

資料　農業省畜産総局(Direktorat Jenderal Peternakan dan Kesehatan Hewan Kementerian Pertanian)「畜産および家畜衛生統計」(Statistik Peternakan dan Kesehatan Hewan)，統計局(Badan Pusat Statistik)『統計年鑑』(*Statistik Indonesia*)
(注)　飼養頭数には雄牛も含む。

給率は39％にとどまっている。(注6) また，08年に掲載された経産牛１頭当たりの年間乳量は3,139kgであった。同年の日本では8,012kgであり，日本との差は２倍半以上あることになる。

乳牛飼養世帯数は14.2万世帯であり，飼養世帯当たりの平均飼養頭数は4.4頭と小規模経営が多い。

(注６) 政府統計によれば，インドネシアの乳製品貿易は，輸入が生乳換算で228万トンあり，脱脂粉乳が主となっている。11年の粉乳ベースでの輸入量は21.8万トンであり，生乳ベースでの輸入は468トンであった。一方，輸出は生乳換算で14万トンある。輸出は，輸出量が牛乳の1.7万トンで最大であるが，輸出額では全粉乳が4,150万ドルで最も大きい。

(3)　生乳処理

生乳を処理して乳製品を製造する工場の多くは企業が運営しており，農家から集められた生乳を処理・加工する工場と飼養頭数の少ない小規模な酪農家が個別に取引することは難しい。そこで，小規模な酪農家は組合を設立して，乳業メーカーと取引している。組合が各組合員の生乳を集乳し，工場へ送ることがインドネシアでも一般的となっている。

乳業メーカーに対する個別農家の交渉力は弱く，そのため組合を設立し，組織化する理由のひとつとなるが，乳価の確保とともに品質管理も重要な要因となっている。インドネシアには，工業省より示された牛乳として販売するために満たすべき基準(Standar Nasional Indonesia［SNI］)がある。(注7) 牛乳においては衛生上の観点が重要であり，SNI基準は高いという訳ではないが，酪農家にとって，酪農組合の組合員となり，組合に雇用されている専任スタッフから乳質改善の指導を受けて一定以上の基準で生乳を出荷できるようになることが不可欠となっている。

それは乳質の良し悪しが生産者自らの収入に直接影響を及ぼすからである。酪農家が受け取る生乳販売代金は乳質によって変わり，乳質がよい生乳を生産する酪農家ほ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ど高い乳代を得ることができる。一方で，乳質が悪い場合は組合に販売委託することができず，酪農家が自家処理せざるを得ないこともある。現在のインドネシアの乳用牛飼養技術は低く，改善が必要とされている。乳業メーカー側も，乳質良好な原乳の調達が望ましいため，乳質改善のために組合員を指導，あるいは組合のクーラーステーション建設を支援することもある。

（注７） SNIの基準は，乳脂肪分（FAT）が最低3.5%，全固形分（TS）は最低11%，細菌数の基準TPC（Total Plate Count）は100万cfu/ml以下，Antibiotic等である。

2　インドネシアの協同組合概況

協同組合中小企業省によれば，13年の協同組合数は203,701であり，組合員数は3,526万人である。インドネシアには多種多様な組合があり，公務員，軍人や退役軍人協同組合，農村協同組合（Koperasi Unit Desa［KUD］），農業や漁業の協同組合などがある。このうち活動（Aktif）しているのは143,117組合である。また，農業と関係する協同組合は29,014組合ある。(注8) 農業と関係する組合の組合員総数は638万人で，１組合当たり平均294人で構成されている。組合数は12年の21,706組合から増加している。

協同組合のうち酪農組合数は確認できていない。Morey（2011）によれば，東ジャワ州に51，中部ジャワ州に21，西ジャワ州に23の酪農組合がある。(注9)

現在，協同組合中小企業省では組合中小企業開発政策における５年計画（Kebijakan Pemberdayaan Koperasi dan UMKM 2015-2019）を進めている。政策の柱のひとつに協同組合の強化があり，特に農村協同組合（KUD）をうまく活性化できないか検討している。(注10)

（注８） このなかに，農村協同組合（KUD）（注10を参照））も含まれる。

（注９） 本稿で紹介する北バンドン酪農協同組合職員への聞き取りによれば，西ジャワ州にある酪農組合数は22とのことであった。13年の西ジャワ州畜産統計（Statistik Peternakan di Jawa Barat）では29組合となっている。

（注10） 同省での聞き取りによれば，KUDの活性化が検討されている背景に，アジア経済危機以後，農業省が農民グループの設立を支援してきたものの，期待された成果がでていないこと，またこの間にKUDが弱体化してきたことがある。単数または複数の行政村（Desa）を単位として組成されるKUDについては，坪田（1995），両角（2000）等を参照。

3　北バンドン酪農協同組合

（1）　組織概要

北バンドン酪農協同組合（Koperasi Peternak Sapi Bandung Utara［KPSBU］）は西ジャワ州西バンドン郡レンバン地区（Kecamatan Lembang, Kabupaten Bandung Barat, Jawa Barat）にある。(注11) 西バンドン郡内でも東部にあるレンバン地区は，バンドン市の北に位置するのでこう呼ばれている。レンバン地区のほか，レンバン地区の北および北東に広がるスバン郡（Kabupaten Subang）の一部（CiaterおよびBukanagara）も組合の地区となっており，そこも含め組合では地区を24地区に分けている。

11年末現在の組合員数は，6,969人であり，このうち正式な組合員は5,412人である。(注12) 酪

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　組合主要指標の推移

（単位　人，トン/日，頭）

	71年	80	90	01	11	13
組合員数	35	319	2,253	4,595	6,952	6,913
生産量	-	3	42	86	119	110
飼養頭数	-	800	7,026	12,085	21,830	16,799

資料　北バンドン酪農協同組合（KPSBU）資料

農においては，組合員数でも事業規模でも，同組合が西ジャワ州最大である。同組合は，1971年８月に35人で創設された出資組合[(注13)]で，組合員数は趨勢的に増加してきている（第２表）。

経営は，組合員による選挙で選出された組合長のほか，業務および財務担当役員の合計３人を中心に行われている。職員は260人おり，12ある組合内の各部門に配置されている。主な部門は，生産部門，飼料部門，加工部門等である。日々の事業は，１人のマネージャーが全体を統括することで運営されている。

同組合は，06年にインドネシアの優秀協同組合としてインドネシア協同組合賞を受賞し，12年にも酪農部門の協同組合賞を受賞した実績を持ち，継続的に実績を積み上げていることがうかがえる。同組合の組合長は，現在，西ジャワ州酪農組合連合（GKSI Jawa Barat）の会長を務めるなど，同組合はインドネシア酪農組合界におけるリーダー的な位置付けにある。

（注11） 15年３月に同組合を訪問し，聞き取り調査を行った結果を中心に述べている。

（注12） ８か月以上搾乳していれば正式な組合員（Anggota）であり，それ以外は組合員候補者（Calon Anggota）として区分されている。組合員資格自体は乳牛を飼養していることであり，飼養頭数に応じた経営規模の条件はない。

（注13） 高田（2002）ではSimpanan Pokok（基礎的預金），Simpanan Wajib（義務的預金）を出資金にあたる勘定としている。当組合でも，純資産の部にこれらと積立金や未処分剰余金といった剰余金が計上されている。Simpanan Pokok，Simpanan Wajibとも，預金とはいえ自由に出し入れできる訳ではないし，預貯金を受け入れ，それを元手に組合が信用事業を行っている訳ではない。

（2）　北バンドン酪農協同組合の事業

同組合の主な事業は，販売，購買，指導，加工処理である[(注14)]。

（注14） 組合の事業報告書では，生乳販売，濃厚飼料購買，市乳製造，食料品購買，牛の導入斡旋，組合員への貸付が事業収入の内訳項目となっている。

a　販売事業

販売事業の中心は，生乳の受託（共同）販売である。組合による１日の集乳量は約13万リットル（11年の実績では約12万リットル）であり，同組合の組合員によって搾乳された生乳の90％は，乳業メーカーに売り渡される。主な送乳先はフリーシアン・フラッグ社（PT Frisian Flag Indonesia）等であり，同社を含むすべての出荷先工場がジャカルタにある。残りの10％は，組合が直接販売する牛乳とヨーグルトの製造に仕向けられる。

組合員の平均飼養頭数は約３頭であり，全組合員の総飼養頭数は約17,000頭，経産牛は約11,000頭とのことである。組合員による飼養品種の98％は，ホルスタインフリーシアン種である。

b　購買事業

購買事業のうち生産資材購買については，

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

乳牛用の濃厚飼料を組合員に毎日70トン供給している。生活購買事業では，主に食料品の購買（Waserda）を宅配で行っている。食料品購買のための店舗を持っている訳ではなく，宅配に絞っているのは，米を中心とした食料品を宅配してほしいという組合員の声をそのまま反映したためである。

c　指導事業

指導事業は，主に飼養技術に関するものである。まず，乳牛の健康維持とともに１頭当たりの乳量を増やしていくことが目指されている。現在，組合員が飼養する経産牛１頭当たりの乳量は12リットル/日であり，最も乳量の少ない牛で９リットル/日とのことであった。加えて，優良牛への更新等も行いながら，給餌方法を含む飼養管理を標準化し，各組合員によって搾乳される生乳の乳質を均一化することも目指している。

指導員として配置されている職員は６人であり，組合職員への聞き取りによれば，同組合の組合員間の乳質のばらつきは他の組合と比べて小さく安定していることから，同組合によって販売される生乳の乳業メーカーからの評判はとても高いとのことであった。

d　加工処理事業

加工処理事業は，組合による市乳とヨーグルトの製造である。市乳は１日約13,000リットルであり，組合の地区内を中心に販売されている。ヨーグルトは，１日約2,000カップを製造しており，現在はバンドンのみで販売している。

e　その他事業

組合では，家畜診療事業，貸付事業のほか，農業者，農業者グループおよび農村等のコミュニティに情報を届けるためのラジオ放送事業も行っている。

家畜診療事業は，乳用牛の診療や繁殖検診，人工授精，衛生指導，防疫対策等を実施しており，主に組合で働く獣医師４人が対応している。

貸付事業では，短期運転資金の供給を行っており，組合員は最大500万ルピア（約4.6万円）[(注15)]まで無利子で借り入れることができる。これはシンパン・ピンジャム（Simpan Pinjam）と呼ばれる貯蓄貸付組合である[(注16)]。同組合では，資金が必要な組合員に対し資金を供給し，組合員は，借り入れた資金を乳代によって返済することが多い。11年末現在で，21億ルピア（1,940万円）が残高として組合の事業報告書に計上されている。

このほか，組合は素牛導入資金（KUPS）のための推薦書を発行している。これにより組合員は牛を購入するために借りた銀行債務の利子の一部を，政府より補填してもらうことができる。

（注15） 108ルピア/円として計算した。以下の円換算も同様の計算をしている。

（注16） インドネシアではArisanと呼ばれる無尽講に似た相互金融がある。Arisanは農村だけでなく主婦も含めた様々なつながりを基に中小規模でグループとなり，グループのメンバーが金品を持ち寄り，抽選等の特定条件の下で，グループそれぞれのルールに従って選ばれたメンバーがその金品の給付を受け利用する。これに対し，

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

シンパン・ピンジャムは融通するための金品の出し手が特定の者（この事例の場合は組合）でもよく，それをニーズのある者が意思表示をすることで利用できる。

(3)　北バンドン酪農協同組合の特徴的な取組み

ここでは２つの特徴的な取組みを紹介する。

第１は，組合による医療受診制度である。これは，組合が組合員に１年間に５枚の健康カードを配布し，組合員が病気になった時は，そのカードを１回につき１枚使うことで費用負担なく診療を受けることができる仕組みである。(注17)

組合では組合員の福祉向上が組合の設立目的であることから，この取組みを行っている。医療機関の少なさや診療費の高さを考慮すると，年に５回という制限はあるものの，この取組みは組合員にとって有益な取組みとなっている。

第２は，Sapi Bergulirという組合が運営するプロジェクトである。Sapi Bergulirは直訳すると「牛の回転」という意味になるが，ここでは素牛導入回転プログラムと訳しておく。協同組合中小企業省がこれを勧めており，組合は元手となる乳用牛導入のための基金（Dana）を積んで対応している。11年末現在の基金残高は23億ルピア（2,160万円）である。

具体的なプログラムの内容は，このプログラムから牛を導入し，初妊牛が子牛を産んだら，子牛をプログラムに引き渡す。子牛の引き渡しが素牛導入に伴う債務の償還に相当する。そして，その引き渡された牛が，プログラムを利用する別の組合員の下で飼養される。こうして継続しながら，牛の飼養農家数や頭数の増加が期待されているため「牛の回転」と呼ばれている。

（注17）インドネシアでは，19年までに国民皆保険を実現することを目指している。調査時点では，一部の貧困層や民間企業等で兼業する場合を除き，農民は健康保険に加入していない。

(4)　事業収支

これらの事業や取組みを実施している同組合の収支は安定している（第３表）。

11年末における組合の事業収入は，2,388億ルピア（22億円）で当期剰余金は13億ルピア（1,220万円）であった。

Morey（2011）によれば，一般にインドネシアの協同組合は，組合員から販売委託手数料として10％から25％を受けることが多いとされているが，当組合の生乳委託販売手数料は11.9％であり，それほど高い手

第3表　北バンドン酪農協同組合の主な指標（2011年）

（単位　人，億ルピア，％）

		指標
組合員数		6,969
従業員数		260
総事業収入		2,388
	うち販売事業収入	1,788
	購買事業収入	582
事業総利益		270
当期剰余金		13
総資産		434
	うち純資産	173
収支に対する収入の割合	生乳販売	11.9
	飼料購買	8.4
	生乳加工販売	9.0
	食料品購買	5.6

資料　北バンドン酪農協同組合（KPSBU）「2011年事業報告書（Laporan Tahunan tahun buku 2011）」

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

数料を受け取っている訳ではない。

もちろん，組合は組合員の利益のために事業を実施しているのであり，同組合も必要以上に利益を獲得し蓄積することを目的としてはいない。事実，創設の目的である組合員の福祉向上のために，前述の医療受診の機会を無償提供するなどの取組みを実施している。

組合の収支安定に影響を与えているのは，組合員数と利用状況であろう。同組合の組合員の平均飼養頭数は３頭程度と国の平均的水準と大きく変わらない。しかし，組合員数が多く，その組合員は組合の主要な事業をほぼ全利用しており，その結果のひとつとして組合は年間4.7万トンの生乳を販売しているのである。11年の全国の生乳生産量が97.4万トンであるから，約５％が同組合によって供給されていることになる。

4　北バンドン酪農協同組合の課題と展望

(1)　課題

組合には組合員の飼養技術の向上等，酪農にかかる多くの課題に対応することが求められるなか，聞き取り調査で組合職員から最初にあげられた同組合の課題は，粗飼料供給体制の整備であった。インドネシアのジャワ島は人口が稠密（ちゅうみつ）で，同組合が地区とする北部バンドンも例外ではない。従って，牧草地や放牧地を設けるには限界がある。飼料価格の高騰が組合員の経営に及ぼす影響は大きく，それが組合員の飼養中止等により，組合にも負の影響を及ぼすため，地区に放牧や粗飼料生産のために利用可能な土地が少ないことは，同組合が酪農事業を発展させるための阻害要因ともなる。この課題解決策のひとつとして，同組合は郡の森林部局と連携している。連携の内容は，森林用地内で幼木等の若い木の傍らに粗飼料となる農産物を栽培することである。組合内には地域開発を担う部署があり，この連携は同部署により進められている。

第２の課題は，組合プラントの増設である。インドネシアの酪農組合では，日本の酪農協のように生乳処理工場を所有してはいない。生乳生産の川下は，インドネシア国内および海外資本の乳業メーカーによって占められている。更に，最近では乳用牛を飼養する乳業メーカーも出てきている。

現在，同組合は小規模な処理施設を所有しており，地場で牛乳やヨーグルトを販売している。その販売も伸びているが，自ら処理する生乳は１割にとどまる。同組合では，自ら行う生乳の処理や加工能力を増強することで更なる付加価値を生み出し，その利益を組合員に還元しようと考えている。

問題は，組合が工場を作り，そのための設備投資を行うとしても，組合員からの生乳受入量に限界があることから，規模においてビジネス上の強みとならない点である。そのため，同組合では，組合の地区を超えて，広域で必要な生乳を確保し，インテグレーションを進めていくことが望ましいと考えている。広域という点で，広域連合である西ジャワ州酪農組合連合（GKSI Jawa

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

Barat）があり，プラントを保有しているが，そのプラントは，大手乳業の工場と比べ，処理能力が著しく劣るとのことであった。また，自ら工場を作り生乳を広く確保するためには，複数の組合間の連携が必要であるが，現時点では，乳質が組合や地域によって異なり，その差が問題であることがあげられていた。

(2) 展望

インドネシアにおける酪農組合界のリーダー的存在である同組合が描く展望のひとつとして，酪農によって組合員の生活を向上させることがある。最近これを強く感じたのは，12年より実施された牛肉の輸入制限により，国内牛肉価格が上昇した時であった。

当時は飼料価格も上昇傾向にあり，組合員は乳牛を売却し，組合員が飼養する牛の数が減少したとのことである。恒常的かつ安定した所得が酪農経営により得られることが中長期的に想定されたならば，こうした事態は避けられたかもしれないと考えている。それゆえ，組合では福祉の向上という原点を見据え，組合員の生活の安定が酪農により実現することを目標に，必要な事業や取組みの実施を模索している。

おわりに

本稿ではインドネシアの酪農組合を紹介してきた。インドネシアの酪農組合の状況は，酪農の技術的先進国へのキャッチアップの過程にあり，取組みの多くは，既に日本の農協および酪農協が歩んできた轍（わだち）を踏んでいると言えるかもしれない。しかし，組合として学ぶべき点もある。それは，協同組合原則と組合員の福祉向上という設立の精神に忠実であることである。

北バンドン酪農協同組合では，販売事業や生産資材供給事業を中心とし，生乳の付加価値向上のために指導事業を行っているが，組合員の声を反映した生活購買や，政府の政策を支援する貸付事業も行っている。取組みのなかで特徴的なのは，医療受診支援である。概して，発展途上国では医療受診へのアクセスは困難であり，適切な受診のためには，遠方への移動が必要であるなど物理的なアクセスが問題となる。そして，何より診察料が高額である。年間５回という制限は設けているものの，北バンドン酪農組合のこの組合員支援が，組合員の福祉の向上という組合の創設目的にかなっていることは疑いない。加えて，組合への財産蓄積を進めるのではなく，組合の財産の一部を組合員が求め，承認する取組みにあてているともいえよう（協同組合原則の第３原則：組合財政への参加）。

同組合は，地域社会に積極的に関わっている。もちろん，地域の酪農の発展を見据えての関わりであるが，同組合では，地区内の地域開発を担当する部署を設置し，専任職員も配置している。組合が承認する方針に従って，酪農業を通じた地域社会の持続的な発展に貢献していくことは，まさしく協同組合原則（第７原則：地域社会への係

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

わり）そのものである。

インドネシアで優良とされる協同組合を訪問して感じたのは，協同組合らしさである。同組合の標語にMurni Koperasinya Murni Susunyaがある。これは純粋な協同組合，純粋な牛乳という意味である。協同組合は何のためにあるのか，組合員のニーズは何か，既に一定のサービス基盤ができている日本では，さもすれば忘れてしまいがちな初心を，同組合は再認識させてくれるように感じた。

＜参考文献＞

- OECD（2013）“Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2013”OECD Publishing.
- Morey, P（2011）“Dairy Industry Development in Indonesia”International Finance Corporation，IFC
- 高田理（2002）「インドネシア農村における村落協同組合（KUD）の役割と評価──西ジャワ州スカブミ地域の事例分析──」『神戸大学大学院自然科学研究科紀要』20-B（１～９頁）
- 坪田邦夫（1995）「精米近代化事業とインドネシア農村協同組合──政策への「合理的」対応と組織の限界──」『農業総合研究』第49巻第４号（１～67頁）
- 両角和夫（2000）「インドネシアにおける農村協同組合の問題と今後の課題」堀内久太郎・小林弘明編著『東・東南アジア農業の新展開──中国・インドネシア・タイ・マレーシアの比較研究──』農林統計協会

分担執筆
＜２，３，４，５＞
若林剛志・わかばやし　たかし
＜はじめに，１＞
古橋　元・ふるはし　げん

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2014

A4版　約193頁
頒 価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編　集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12　TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2014年12月

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(57)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(57)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(57)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(58)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(58)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(58)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(60)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(60)
9. 金融機関別預貯金残高　……(61)
10. 金融機関別貸出金残高　……(62)

〈特別掲載（2015年３月末数値）〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 ……(63)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高 ……(64)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 ……(65)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高 ……(66)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7746
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2010. 5	**39,511,639**	**5,601,422**	**22,264,619**	**1,275,136**	**44,086,413**	**12,737,175**	**9,278,956**	**67,377,680**
2011. 5	**41,220,697**	**5,356,776**	**21,104,982**	**3,002,372**	**42,738,946**	**13,297,434**	**8,643,703**	**67,682,455**
2012. 5	**43,003,367**	**5,036,356**	**21,048,742**	**339,895**	**45,824,855**	**15,165,418**	**7,758,297**	**69,088,465**
2013. 5	**48,050,096**	**4,507,337**	**27,339,697**	**4,851,760**	**50,160,446**	**16,606,399**	**8,278,525**	**79,897,130**
2014. 5	**49,987,138**	**3,968,643**	**24,585,188**	**7,281,816**	**49,732,035**	**16,450,589**	**5,076,529**	**78,540,969**
2014. 12	52,197,490	3,690,975	33,227,692	6,368,725	56,659,742	19,250,488	6,837,202	89,116,157
2015. 1	52,505,391	3,648,885	31,060,309	6,034,814	55,907,620	19,274,363	5,997,788	87,214,585
2	52,452,809	3,606,696	31,578,215	6,411,751	56,575,364	19,109,773	5,540,832	87,637,720
3	53,161,306	3,564,315	34,654,333	6,253,774	59,737,736	18,989,407	6,399,037	91,379,954
4	53,674,432	3,532,619	31,908,375	7,786,064	56,551,511	19,194,912	5,582,939	89,115,426
5	54,040,572	3,501,545	33,895,685	8,070,503	58,774,342	18,850,739	5,742,218	91,437,802

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2015年5月末現在　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	46,074,928	-	641,547	536	151,238	-	46,868,248
水産団体	1,521,029	500	79,914	1	10,720	-	1,612,165
森林団体	1,529	-	4,364	30	105	-	6,028
その他会員	2,255	-	2,589	15	-	-	4,859
会員計	47,599,741	500	728,414	582	162,063	-	48,491,300
会員以外の者計	286,297	63,640	367,696	76,040	4,735,029	20,570	5,549,272
合計	**47,886,038**	**64,140**	**1,096,110**	**76,623**	**4,897,092**	**20,570**	**54,040,573**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　293,388百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2015年5月末現在　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	38,755	88,648	76,797	-	204,201
	開拓団体	40	12	-	-	52
	水産団体	7,877	5,134	4,576	20	17,606
	森林団体	2,111	4,297	1,527	28	7,964
	その他会員	97	600	20	-	717
	会員小計	48,879	98,691	82,920	48	230,539
	その他系統団体等小計	60,858	18,102	37,265	-	116,226
	計	109,737	116,793	120,185	48	346,765
関連産業		2,559,810	70,867	929,987	3,403	3,564,067
その他		14,780,329	5,655	153,925	-	14,939,907
合計		**17,449,876**	**193,315**	**1,204,097**	**3,451**	**18,850,739**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2014. 12	5,327,683	46,869,807	52,197,490	-	3,690,975
2015. 1	5,630,940	46,874,451	52,505,391	-	3,648,885
2	5,510,689	46,942,120	52,452,809	-	3,606,696
3	5,822,559	47,338,747	53,161,306	28,000	3,564,315
4	5,973,502	47,700,930	53,674,432	42,000	3,532,619
5	6,138,165	47,902,407	54,040,572	-	3,501,545
2014. 5	5,667,147	44,319,991	49,987,138	-	3,968,643

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2014. 12	48,110	6,320,615	56,659,742	13,133,478	52	-	187,796
2015. 1	40,699	5,994,114	55,907,620	13,454,136	1,123	-	184,474
2	69,157	6,342,593	56,575,364	13,457,184	1,582	-	196,929
3	125,387	6,128,386	59,737,736	13,770,207	2,572	-	182,361
4	52,866	7,733,198	56,551,511	13,560,851	2,592	-	186,441
5	99,055	7,971,448	58,774,342	13,670,751	2,856	-	193,314
2014. 5	48,556	7,233,259	49,732,035	13,936,169	6,102	-	173,307

（注）1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2014. 12	58,706,432	57,165,186	1,073,218	898,044	1,787,228
2015. 1	58,231,584	57,045,264	1,144,613	898,044	1,787,228
2	58,340,681	57,052,207	1,141,597	898,044	1,787,262
3	58,094,490	56,775,791	966,537	882,251	1,802,385
4	58,540,230	57,202,008	1,013,189	882,251	1,802,385
5	58,404,464	57,296,488	1,044,515	882,251	1,802,386
2014. 5	56,081,837	54,976,550	1,103,245	908,044	1,771,521

（注）1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貯金 定期性	貯金 計	借入金 計	借入金 うち信用借入金
2014. 11	29,646,957	63,996,464	93,643,421	513,489	334,995
12	29,964,425	64,674,608	94,639,033	491,248	319,574
2015. 1	29,523,096	64,605,003	94,128,099	500,371	331,631
2	30,102,914	64,173,205	94,276,119	494,031	326,677
3	30,152,391	63,534,791	93,687,182	492,424	320,858
4	30,410,806	63,630,225	94,041,031	499,926	330,959
2014. 4	29,458,454	62,412,628	91,871,082	538,524	362,021

（注）1 貯金のうち当座性は当座･普通･貯蓄･通知･出資予約･別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金･譲渡性貯金･定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
475,000	4,342,037	3,425,909	24,984,746	89,116,157
655,000	3,539,582	3,425,909	23,439,818	87,214,585
679,000	3,566,539	3,425,909	23,906,767	87,637,720
475,000	2,612,780	3,425,909	28,112,644	91,379,954
720,000	3,327,682	3,425,909	24,392,784	89,115,426
636,000	2,770,603	3,425,909	27,063,173	91,437,802
631,166	3,174,389	3,425,909	17,353,724	78,540,969

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
17,727,284	1,331,974	3,432	19,250,488	469,499	6,367,651	89,116,157
17,802,146	1,284,511	3,230	19,274,363	1,042,220	4,954,446	87,214,585
17,610,010	1,299,372	3,461	19,109,773	751,482	4,787,769	87,637,720
17,473,538	1,330,275	3,231	18,989,407	485,154	5,911,312	91,379,954
17,783,675	1,221,500	3,294	19,194,912	971,556	4,608,791	89,115,426
17,449,876	1,204,097	3,451	18,850,739	922,076	4,817,286	91,437,802
14,988,213	1,285,276	3,791	16,450,589	565,187	4,505,241	78,540,969

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

現金	預け金 計	預け金 うち系統	コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金 計	貸出金 うち金融機関貸付金
88,710	37,498,161	37,426,505	21,000	514,297	17,045,284	6,853,149	1,588,231
62,724	36,919,539	36,867,527	7,000	502,597	17,372,261	6,800,229	1,559,667
56,919	37,011,160	36,959,356	10,000	504,897	17,550,378	6,821,989	1,586,430
71,117	36,581,690	36,523,894	10,000	＊514,251	＊18,912,077	＊6,822,861	1,614,599
65,465	37,570,570	37,517,195	24,000	535,886	16,930,573	6,703,573	1,592,101
55,590	37,308,801	37,261,813	17,000	541,821	17,006,708	6,721,241	1,596,007
57,993	34,681,591	34,603,380	2,000	471,505	17,279,877	6,747,209	1,548,345

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

現金	預け金 計	預け金 うち系統	有価証券・金銭の信託 計	有価証券・金銭の信託 うち国債	貸出金 計	貸出金 うち公庫(農)貸付金	報告組合数
404,070	67,300,096	67,068,962	4,249,933	1,682,701	22,736,407	197,378	697
474,169	68,335,451	68,110,812	4,232,749	1,682,324	22,604,210	186,531	697
407,838	67,803,397	67,582,801	4,257,237	1,723,721	22,577,222	185,574	697
381,430	67,982,507	67,754,630	4,309,554	1,777,509	22,597,562	184,384	694
393,531	67,758,039	67,526,549	4,239,211	1,739,943	22,586,575	189,299	683
417,162	68,210,913	67,994,016	4,155,731	1,700,436	22,509,302	189,400	681
412,944	65,355,281	65,075,361	4,492,160	＊1,793,561	22,862,424	＊196,548	702

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2015．2	2,241,737	1,560,295	9,024	56,002	15,638	1,656,943	1,635,209	102,334	516,382
3	2,245,358	1,545,304	8,524	55,903	16,199	1,681,139	1,657,307	102,651	501,959
4	2,211,576	1,534,720	9,024	55,891	15,574	1,651,647	1,630,853	97,592	502,120
5	2,214,863	1,548,622	9,024	55,892	16,164	1,651,550	1,630,678	94,005	504,343
2014．5	2,167,228	1,499,247	9,526	55,907	14,777	1,566,920	1,543,746	109,283	532,725

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2014．12	825,032	451,662	98,353	73,934	112,923	6,558	804,036	795,728	400	177,526	9,372	106
2015．1	808,303	448,234	97,335	73,274	113,584	6,292	793,581	784,600	400	176,545	9,302	106
2	807,235	445,996	96,501	72,938	113,297	5,985	795,372	787,374	400	173,383	9,553	105
3	808,297	439,666	94,576	72,744	112,048	6,780	799,179	774,237	400	171,771	9,513	101
2014．3	859,606	487,584	111,951	88,191	116,889	6,029	835,361	826,773	400	199,293	10,809	127

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2012. 3**	**881,963**	**533,670**	**2,758,508**	**2,207,560**	**596,704**	**1,225,885**	**177,766**
	2013. 3	**896,929**	**553,388**	**2,856,615**	**2,282,459**	**600,247**	**1,248,763**	**182,678**
	2014. 3	**915,079**	**556,085**	**2,942,030**	**2,356,986**	**615,005**	**1,280,602**	**186,716**
	2014. 5	918,818	560,818	2,918,207	2,354,625	616,951	1,291,995	188,112
	6	932,244	573,164	2,923,780	2,367,835	623,995	1,306,075	190,336
	7	931,744	574,747	2,875,011	2,338,863	620,584	1,301,946	189,717
	8	936,544	579,079	2,869,191	2,356,954	622,993	1,309,845	190,704
	9	930,883	574,295	2,938,653	2,352,975	626,240	1,312,557	191,544
	10	934,021	576,435	2,896,361	2,341,394	622,377	1,309,801	191,171
	11	936,434	578,212	2,953,929	2,365,962	626,967	1,313,620	191,170
	12	946,390	587,064	2,956,635	2,388,408	634,509	1,327,511	193,152
	2015. 1	941,281	582,316	2,951,235	2,377,662	627,281	1,317,574	192,008
	2	942,761	583,407	2,960,465	2,392,515	630,795	1,324,834	192,985
	3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	P 192,063
	4	940,411	585,402	3,037,089	2,431,828	631,893	1,331,482	P 193,181
	5	P 940,639	584,045	3,072,706	2,439,564	633,440	1,330,890	P 192,688
前年同月比増減率	**2012. 3**	**2.8**	**1.4**	**0.6**	**3.9**	**3.6**	**2.4**	**3.3**
	2013. 3	**1.7**	**3.7**	**3.6**	**3.4**	**0.6**	**1.9**	**2.8**
	2014. 3	**2.0**	**0.5**	**3.0**	**3.3**	**2.5**	**2.5**	**2.2**
	2014. 5	2.2	1.0	1.6	3.6	3.2	2.7	2.5
	6	2.2	1.3	2.4	2.7	2.8	2.5	2.4
	7	2.2	4.0	1.9	2.6	3.1	2.7	2.4
	8	2.2	4.3	2.4	2.9	2.9	2.8	2.4
	9	2.1	3.9	2.8	2.4	2.9	2.7	2.4
	10	2.0	3.8	2.8	2.7	2.8	2.6	2.4
	11	2.2	3.9	4.1	3.1	3.1	2.9	2.5
	12	2.2	4.1	3.8	2.8	2.9	2.8	2.4
	2015. 1	2.3	4.1	3.3	3.4	3.2	3.1	2.5
	2	2.4	4.2	3.7	3.8	3.4	3.2	2.9
	3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	P 2.9
	4	2.4	4.4	3.8	3.0	2.5	2.8	P 2.5
	5	P 2.4	4.1	5.3	3.6	2.7	3.0	P 2.4

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2012. 3**	**219,823**	**53,451**	**1,741,033**	**1,613,184**	**444,428**	**637,888**	**94,761**
	2013. 3	**215,438**	**54,086**	**1,768,869**	**1,665,845**	**448,507**	**636,876**	**95,740**
	2014. 3	**213,500**	**52,736**	**1,812,210**	**1,716,277**	**457,693**	**644,792**	**97,684**
	2014. 5	213,342	51,989	1,783,978	1,717,345	453,225	642,409	97,260
	6	212,933	51,568	1,796,135	1,716,873	454,404	642,032	97,277
	7	213,135	51,621	1,781,010	1,722,018	454,494	642,909	97,579
	8	212,867	51,916	1,779,977	1,729,609	456,093	644,686	97,935
	9	211,773	51,440	1,798,698	1,740,914	461,858	649,748	98,615
	10	211,602	52,712	1,794,560	1,736,817	458,189	646,682	98,557
	11	211,516	52,317	1,804,001	1,746,335	460,911	649,429	98,793
	12	210,344	52,649	1,817,060	1,767,492	467,258	655,858	99,587
	2015. 1	210,070	52,405	1,804,010	1,764,893	463,907	652,257	99,347
	2	210,123	52,356	1,804,276	1,769,186	464,097	652,728	99,543
	3	209,971	* 52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	P 100,317
	4	209,144	51,115	1,804,641	1,771,763	464,954	652,934	P 99,492
	5	P 210,594	51,252	1,809,069	1,780,588	467,333	655,704	P 99,679
前年同月比増減率	**2012. 3**	**△1.5**	**△0.3**	**△0.1**	**2.7**	**1.7**	**0.1**	**0.6**
	2013. 3	**△2.0**	**1.2**	**1.6**	**3.3**	**0.9**	**△0.2**	**1.0**
	2014. 3	**△0.9**	**△2.5**	**2.5**	**3.0**	**2.0**	**1.2**	**2.0**
	2014. 5	△0.9	△1.3	2.4	3.9	2.8	2.2	2.5
	6	△1.1	△1.9	1.6	3.5	2.4	1.7	2.2
	7	△1.2	△1.4	0.6	3.6	2.6	1.9	2.4
	8	△1.4	△1.8	0.5	3.6	2.9	1.9	2.6
	9	△1.4	△2.0	0.7	3.5	2.8	2.0	2.6
	10	△1.4	△1.7	1.5	3.7	2.9	1.9	2.7
	11	△1.4	△1.8	1.2	3.6	3.0	2.0	2.6
	12	△1.5	△1.2	0.9	3.8	3.2	2.0	2.7
	2015. 1	△1.4	△0.8	0.5	4.1	3.4	2.3	2.8
	2	△1.4	△0.3	0.7	4.2	3.3	2.4	3.0
	3	△1.7	* △1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	P 2.7
	4	△1.7	△1.2	0.8	4.0	2.9	2.1	P 2.5
	5	P △1.3	△1.4	1.4	3.7	3.1	2.1	P 2.5

（注） 1 表9 （注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2015年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,547,504	96,113	1,498,842	1,488,234	679,645	552,899
岩手	719,927	19,464	499,609	499,471	148,043	157,835
茨城	1,303,628	25,550	801,346	799,760	397,239	177,688
埼玉	2,916,600	111,612	2,170,583	2,168,801	639,270	219,779
東京	2,422,261	69,994	1,288,513	1,288,468	1,049,939	223,270
神奈川	4,056,032	102,846	2,961,528	2,961,271	1,222,117	293,218
山梨	436,894	15,673	302,674	302,420	79,359	69,512
長野	2,392,381	45,624	1,138,585	1,138,335	1,026,690	361,016
新潟	1,523,474	36,296	907,014	906,999	498,750	209,012
石川	846,631	17,468	519,335	518,322	225,134	135,027
福井	627,638	17,023	393,758	392,805	193,040	72,745
岐阜	2,293,315	70,118	1,746,151	1,746,020	459,070	191,680
静岡	3,492,006	111,303	2,260,142	2,259,969	1,070,445	348,951
愛知	6,256,168	165,402	3,237,703	3,237,703	2,698,523	567,963
三重	1,675,670	39,124	1,095,496	1,092,578	471,363	186,270
滋賀	1,161,644	34,697	894,022	870,512	286,865	101,462
京都	1,035,499	32,681	698,338	698,062	258,488	84,413
大阪	4,004,477	132,936	2,892,476	2,892,458	1,273,903	664,484
兵庫	4,620,299	128,635	2,332,494	2,332,099	1,933,530	1,011,185
和歌山	1,225,178	48,661	845,862	845,851	294,135	129,981
鳥取	347,864	7,933	249,464	249,214	90,112	21,750
島根	646,345	16,108	458,704	458,520	187,057	31,492
広島	1,933,507	80,200	1,340,832	1,340,513	641,067	73,078
山口	934,006	35,542	685,582	684,346	210,593	90,523
徳島	691,082	32,546	470,767	470,636	232,151	22,037
香川	1,475,140	24,200	757,785	757,582	793,902	44,112
愛媛	1,329,954	43,011	874,518	869,609	443,876	91,670
高知	767,329	19,871	427,779	427,768	241,165	82,160
福岡	1,760,752	32,382	1,115,847	1,115,366	548,068	179,515
佐賀	653,376	28,133	403,139	402,812	163,685	121,553
大分	450,098	15,600	269,306	269,200	145,493	59,456
宮崎	574,798	17,664	344,288	344,209	153,817	103,331
鹿児島	973,013	29,911	699,208	693,981	155,543	143,794
合計	**58,094,490**	**1,704,321**	**36,581,690**	**36,523,894**	**18,912,077**	**6,822,861**
一連合会当たり平均	1,760,439	51,646	1,108,536	1,106,785	573,093	206,753

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外
（奈良，沖縄は県農協，それ以外は農林中金へ統合）。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2015年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告組合数
（北海道）	(3,160,243)	(139,785)	(2,369,471)	(2,356,534)	(14,798)	(878,874)	(109)
青森	491,150	5,287	307,144	306,210	8,784	144,535	10
岩手	987,197	15,595	690,550	684,162	59,019	236,296	8
宮城	1,239,921	18,901	844,769	843,290	73,913	335,265	14
秋田	775,523	12,703	454,356	450,162	42,080	215,030	15
山形	952,116	7,587	568,692	565,256	50,849	292,148	17
福島	1,765,263	18,948	1,365,816	1,363,936	58,779	361,061	17
（東北計）	(6,211,170)	(79,021)	(4,231,327)	(4,213,016)	(293,424)	(1,584,335)	(81)
茨城	1,614,716	19,089	1,254,364	1,242,777	66,773	300,250	20
栃木	1,590,004	12,307	1,168,190	1,165,083	105,493	308,874	10
群馬	1,482,738	2,994	1,156,312	1,155,261	48,364	266,047	15
（北関東計）	(4,687,458)	(34,390)	(3,578,866)	(3,563,121)	(220,630)	(875,171)	(45)
埼玉	4,020,769	9,477	2,779,072	2,776,771	212,009	1,108,721	21
千葉	2,419,278	8,122	1,592,949	1,590,917	125,903	708,526	20
東京	3,579,492	2,864	2,403,067	2,390,424	146,545	1,192,188	15
神奈川	6,109,183	2,397	4,003,456	3,988,219	374,811	1,959,333	14
（南関東計）	(16,128,722)	(22,860)	(10,778,544)	(10,746,331)	(859,268)	(4,968,768)	(70)
山梨	636,049	1,796	410,422	407,397	50,641	167,022	11
長野	2,930,581	9,770	2,190,717	2,181,020	47,820	725,708	20
（東山計）	(3,566,630)	(11,566)	(2,601,139)	(2,588,417)	(98,461)	(892,730)	(31)
新潟	2,136,268	20,087	1,460,083	1,457,810	143,064	569,287	25
富山	1,328,090	1,691	1,039,580	1,038,363	63,055	214,872	17
石川	1,158,587	2,590	802,684	798,536	57,010	348,213	17
福井	844,362	1,217	608,982	606,118	35,573	203,904	12
（北陸計）	(5,467,307)	(25,585)	(3,911,329)	(3,900,827)	(298,702)	(1,336,276)	(71)
岐阜	2,986,069	3,854	2,230,967	2,230,720	184,397	627,813	7
静岡	4,965,584	15,567	3,448,526	3,432,422	311,869	1,333,930	18
愛知	7,871,586	18,523	6,148,406	6,146,696	423,088	1,630,690	20
三重	2,239,021	3,410	1,655,799	1,636,809	183,046	425,644	12
（東海計）	(18,062,260)	(41,354)	(13,483,698)	(13,446,647)	(1,102,400)	(4,018,077)	(57)
滋賀	1,507,801	3,379	1,141,436	1,139,665	123,185	261,743	16
京都	1,275,488	3,009	1,000,833	995,620	67,516	230,770	5
大阪	4,588,611	14,845	3,732,995	3,717,926	157,109	697,186	14
兵庫	5,427,750	7,293	4,220,628	4,219,725	100,208	1,159,466	14
奈良	1,375,190	2,487	991,644	979,481	94,280	288,170	1
和歌山	1,541,913	2,055	1,177,023	1,176,932	72,329	249,678	8
（近畿計）	(15,716,753)	(33,068)	(12,264,559)	(12,229,349)	(614,627)	(2,887,013)	(58)
鳥取	496,645	6,128	339,854	337,151	19,938	110,641	3
島根	912,892	7,378	597,823	597,337	2,902	294,488	1
（山陰計）	(1,409,537)	(13,506)	(937,677)	(934,488)	(22,840)	(405,129)	(4)
岡山	1,718,957	11,932	1,179,954	1,176,369	64,669	463,330	9
広島	2,587,281	2,598	1,904,397	1,904,294	61,017	607,934	13
山口	1,245,233	1,600	906,598	901,328	63,044	270,996	12
（山陽計）	(5,551,471)	(16,130)	(3,990,949)	(3,981,991)	(188,730)	(1,342,260)	(34)
徳島	830,059	1,869	679,130	672,818	18,899	118,280	16
香川	1,610,409	2,806	1,466,275	1,465,885	0	163,497	1
愛媛	1,756,169	2,726	1,298,664	1,298,382	122,926	316,267	12
高知	883,774	1,945	689,924	688,124	47,799	149,296	15
（四国計）	(5,080,411)	(9,346)	(4,133,993)	(4,125,209)	(189,624)	(747,340)	(44)
福岡	2,647,236	6,542	1,743,164	1,734,242	87,196	870,585	20
佐賀	887,056	11,635	578,921	577,185	43,828	223,925	4
長崎	663,437	3,065	436,286	427,281	17,371	175,647	7
熊本	996,222	8,576	580,351	573,703	64,061	308,633	14
大分	646,465	9,024	413,866	412,905	29,511	195,472	5
（北九州計）	(5,840,416)	(38,842)	(3,752,588)	(3,725,316)	(241,967)	(1,774,262)	(50)
宮崎	768,113	13,868	502,444	500,680	38,679	215,590	13
鹿児島	1,247,538	9,120	828,235	823,107	4,996	362,806	15
（南九州計）	(2,015,651)	(22,988)	(1,330,679)	(1,323,787)	(43,675)	(578,396)	(28)
（沖縄）	(789,153)	(3,983)	(393,220)	(391,516)	(50,065)	(297,944)	(1)
合計	**93,687,182**	**492,424**	**67,758,039**	**67,526,549**	**4,239,211**	**22,586,575**	**683**
一組合当たり平均（単位千円）	137,170,105	720,972	99,206,499	98,867,568	6,206,751	33,069,656	-

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2015年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	貸出金
北海道	612,122	8,969	485,349	484,942	114,662
青森	52,074	1,767	32,129	31,220	9,501
岩手	174,256	3,029	146,955	146,174	29,804
福島	20,881	877	18,777	18,556	2,268
茨城	20,871	689	16,086	15,851	4,584
千葉	64,876	2,313	48,701	45,398	8,915
東京	6,566	143	5,624	5,614	842
神奈川	5,359	2,147	2,777	2,627	3,649
新潟	27,054	874	21,001	20,756	2,887
富山	32,653	567	28,473	27,822	3,365
石川	43,955	1,239	34,517	34,090	6,137
福井	39,975	997	27,149	26,318	9,822
静岡	109,432	6,826	79,177	76,990	31,382
愛知	78,271	2,134	58,906	56,903	13,464
三重	87,844	3,261	59,762	59,293	29,019
京都	42,711	666	27,153	26,857	13,812
兵庫	69,407	1,736	44,926	42,584	21,404
和歌山	42,252	1,005	31,642	30,987	6,405
鳥取	18,842	806	13,868	13,476	4,795
広島	84,438	1,020	53,220	52,901	23,023
徳島	30,033	499	28,040	27,733	2,180
香川	53,239	3,112	47,488	47,458	6,538
愛媛	77,064	1,541	47,549	45,119	29,615
高知	34,903	1,917	23,207	22,591	11,484
福岡	50,908	659	44,704	44,390	5,400
佐賀	104,868	1,242	72,243	72,080	29,659
長崎	119,593	1,864	89,173	88,613	25,425
宮崎	35,235	991	24,119	23,861	11,677
鹿児島	64,499	2,516	34,967	33,342	31,343
沖縄	41,177	497	33,457	32,761	8,898
合計	**2,245,358**	**55,903**	**1,681,139**	**1,657,307**	**501,959**

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2015年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	払込済出資金	預け金	うち系統預け金	信用貸出金	報告組合数
北海道	515,038	83,424	83,659	556,500	537,735	109,167	70
青森	6,507	250	499	5,860	5,775	989	1
宮城	91,021	490	10,681	77,225	75,853	19,758	1
山形	5,011	-	677	4,304	4,160	574	1
福島	9,302	31	1,000	10,620	9,853	17	2
愛知	5,567	317	439	5,284	5,130	279	1
島根	40,391	315	3,198	32,786	32,086	6,082	1
山口	58,364	-	4,812	38,644	37,732	15,944	1
愛媛	11,519	2,313	916	11,757	11,692	2,222	3
長崎	23,582	3,410	1,723	23,936	23,832	3,491	12
熊本	5,635	509	708	4,512	3,347	1,358	1
大分	24,219	-	1,815	15,330	14,854	7,257	1
宮崎	12,141	3,517	1,921	12,421	12,188	4,633	6
合計	**808,297**	**94,576**	**112,048**	**799,179**	**774,237**	**171,771**	**101**

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では，全中・全漁連・全森連と連携し，東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を，過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために，ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年３月に開設しました。

東日本大震災は，過去の大災害と比べ，①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと，②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ，広範囲に被害をもたらしていること，に際立った特徴があります。それゆえ，阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても，さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり，それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また，福島原発事故による被害の複雑性は，復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ，本ホームページにおいて，地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより，その記録を将来に残すと同時に，情報の共有化を図ることで，復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2015年７月20日現在、掲載情報タイトル1,861件　［関係する掲載データ3,021件］）

●農中総研では，農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている，東日本大震災に関する情報を受け付けております。
　冊子の保存期限の到来，ホームページの更改や公開データ保存容量等，何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら，ご相談ください。

URL : http://www.quake-coop-japan.org/

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒101-0047　東京都千代田区内神田１－１－12　農林中金総合研究所
FAX　０３－３２３３－７７９１
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015年8月号第68巻第8号〈通巻834号〉8月1日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700
編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791
URL : http://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所
永井印刷工業株式会社